

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 4 4 号
発行日 令和 6 年 6 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○規 則

- ・綾部市介護保険条例施行規則
の一部改正
(高齢者支援課)・・・1

○告 示

- ・綾部市ものづくり企業振興補
助金交付要綱の一部改正
(商工労政課)・・・2
- ・地縁団体変更告示（奥上林地
区自治会連合会）
(市民協働課)・・・3
- ・指定居宅介護支援事業者廃止
告示
(高齢者支援課)・・・4
- ・綾部市国民健康保険被保険者
証無効告示
(市民・国保課)・・・5
- ・地縁団体変更告示（第一区自
治会）
(市民協働課)・・・6
- ・地縁団体変更告示（認可地縁
団体鍛冶屋自治会）
(市民協働課)・・・7
- ・地縁団体変更告示（今田自治
会）
(市民協働課)・・・8
- ・地縁団体変更告示（今田自治
会）
(市民協働課)・・・9
- ・綾部市地域総合整備資金貸付
要綱の一部改正
(財政課)・・・10
- ・綾部市重度心身障害老人健康
管理事業実施要綱の一部改正
(障害者支援課)・・・11

- ・地縁団体変更告示（奥上林地
区自治会連合会）
(市民協働課)・・・13
- ・綾部市子育て支援医療費支給
事業実施要綱の一部改正
(子育て支援課)・・・14
- ・綾部市福祉医療費支給事業実
施要綱の一部改正
(障害者支援課)・・・19
- ・綾部市老人医療費支給事業実
施要綱の一部改正
(高齢者支援課)・・・22
- ・綾部市予防接種事故災害補償
規程の一部改正
(保健推進課)・・・24
- ・令和 6 年度綾部市国民健康保
険料の料率告示
(市民・国保課)・・・25
- ・綾部市ペアレント・プログラ
ム事業実施要綱の制定
(こども支援課)・・・26
- ・綾部市成年後見支援センター
設置及び運営要綱の制定
(地域包括支援課)・・・30

○公 告

- ・綾部市職員採用試験の実施に
ついて
(職員課)・・・32
- ・公示送達
(税務課)・・・38
- ・第 5 次綾部市地域福祉計画策
定支援業務に関する公募型プ
ロポーザルの実施について
(社会福祉課)・・・39
- ・公示送達
(税務課)・・・46
- ・公示送達
(税務課)・・・47
- ・森林経営管理法に基づく経営

管理権集積計画の縦覧について (林政課)・・・48	・林地崩壊防止工事（西方町長岡地区）条件付一般競争入札について (監理課)・・・143
・市民活動拠点施設（仮称）整備工事（建築本体工事）公募型指名競争入札について (監理課)・・・65	・あやべ観光案内所屋根・外壁改修工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・153
・農業集落排水志賀郷地区公共枿設置工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・76	・中学校空調設備整備工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・163
・綾部市立病院蒸気ボイラー2号機更新工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・86	・小学校空調設備改修工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・175
・市民活動拠点施設（仮称）整備工事（電気設備工事）条件付一般競争入札について (監理課)・・・96	・公示送達 (税務課)・・・187
・市営住宅（井倉）解体工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・106	・認可地縁団体が所有する不動産の登記移転等に係る公告 (市民協働課)・・・188
・旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の縦覧について (農業委員会)・・・116	・公示送達 (税務課)・・・193
・（仮称）こども発達支援拠点施設整備工事（建築本体工事）公募型指名競争入札について (監理課)・・・117	・綾部市下水道排水設備指定業者規程に基づく指定業者の公表 (下水道課)・・・194
・綾部市下水道排水設備指定業者規程に基づく指定業者の公表 (下水道課)・・・128	・公示送達 (税務課)・・・196
・綾部市下水道排水設備指定業者規程に基づく指定業者の公表 (下水道課)・・・129	○教育委員会告示 ・令和6年度第2回（5月）綾部市教育委員会招集告示 ・・・197
・綾部市職員採用試験の実施について (職員課)・・・130	○選挙管理委員会告示 ・綾部市選挙管理委員会規程の一部改正 ・・・198
	・令和6年6月定時登録における選挙人名簿登録日について ・・・199

綾部市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 5 月 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 3 号

綾部市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市介護保険条例施行規則（平成 1 2 年綾部市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 7 号中「療養等」を「医療院等」に、

「	「
療	医
養	療
を	に改める。
等	院
」	等
	」

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の規定に基づき作成された様式で、現に残存するものは、なお当分の間、使用することができる。

綾部市告示第 1 1 6 号

綾部市ものづくり企業振興補助金交付要綱（令和 3 年綾部市告示第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 5 月 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 1 条中「人材育成、雇用・定住の促進、新製品開発、販路開拓、地域貢献及び事業継続力の強化等に資する事業を行う」を削る。

別表中

「

福利厚生支援事業	社員の福利厚生や健康増進に要する経費のうち、市内の運動施設等の使用料及び入会金	2 分の 1	1 0 万円／年
----------	---	--------	----------

を

」

「

福利厚生支援事業	社員の福利厚生や健康増進に要する経費のうち、市内の施設の使用料等	2 分の 1	1 0 万円／年
----------	----------------------------------	--------	----------

に

」

改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 5 月 2 日から施行する。

綾部市告示第 1 1 7 号

地縁による団体「奥上林地区自治会連合会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市故屋岡町三反田 1 5 番地 熊 内 得 二 に変更する

2 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 1 8 号

次の指定居宅介護支援事業者から介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、法第 8 5 条の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 申請者の名称 株式会社 イン・ザ・ルーム
- 2 サービスの種類 居宅介護支援
- 3 事業所の名称 イン・ザ・ルーム居宅介護支援事業所
- 4 事業所の所在地 京都府綾部市青野町西吉美前 5 1 - 1
- 5 指定事業所番号 2 6 7 1 8 0 0 3 7 9
- 6 廃止の年月日 令和 6 年 5 月 3 1 日

綾部市告示第 1 1 9 号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成 8 年綾部市規則第 1 5 号）第 2 0 条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和 6 年 5 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

証交付年月日	証記号・番号・枝番
令和 6 年 4 月 1 日	綾 0 8 3 1－3 3 0 0 4・0 3
令和 6 年 4 月 1 日	綾 1 1 0 6－1 5 0 0 3・0 1
令和 6 年 4 月 1 日	綾 0 9 0 5－1 2 0 4 6・0 1
令和 6 年 4 月 1 日	綾 0 3 0 1－2 1 0 1 1・0 1
令和 6 年 4 月 1 日	綾 0 8 3 0－1 5 0 1 2・0 7

綾部市告示第 1 2 0 号

地縁による団体「第一区自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市睦合町才ヶ坪 1 番地 上 田 和 彦 に変更する

2 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 2 1 号

地縁による団体「認可地縁団体鍛冶屋自治会」において告示事項の変更があったので、
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市鍛冶屋町八塚谷 4 1 番地 山 下 茂 喜 に変更する

2 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 2 2 号

地縁による団体「今田自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市今田町元立石 3 7 番地 安 達 覚 に変更する
所在地を 綾部市今田町元立石 3 7 番地 に変更する

2 変更の年月日

令和 3 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 2 3 号

地縁による団体「今田自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市今田町神子田 2 7 番地 安 達 秀 樹 に変更する
所在地を 綾部市今田町神子田 2 7 番地 に変更する

2 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 2 4 号

綾部市地域総合整備資金貸付要綱（平成 8 年綾部市告示第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 5 月 2 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 1 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とする。

第 4 条第 1 項中「おおむね 3 百万円」を「百万円」に、「1 0 億 5 千万円」を「2 0 億円」に改め、同項ただし書を削り、同条第 2 項中「3 5 パーセント」を「5 0 パーセント」に改め、同条第 4 項中「1 0 億 5 千万円」とあるのは「1 3 億 1 千万円」と、「1 5 億 7 千万円」とあるのは「1 9 億 6 千万円」を「2 0 億円」とあるのは「2 5 億円」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 5 月 2 0 日から施行する。

綾部市告示第 1 2 5 号

綾部市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱（昭和 5 8 年綾部市告示第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 5 月 2 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条各号列記以外の部分中「障害の程度」を「障害程度」に改め、同条第 1 号中「「手帳」」を「「身体障害者手帳」」に、「障害の程度が同法施行規則（昭和 2 5 年厚生省令第 1 5 号）別表第 5 号に規定する」を「障害程度が障害等級表に定める」に改め、同条第 3 号中「手帳」を「身体障害者手帳」に、「障害の程度が」を「障害程度が障害等級表に定める」に改め、同条に次の 4 号を加える。

- （4）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める 1 級に該当する者
 - （5）精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める 2 級に該当する者（その障害程度が障害等級表に定める 1 級に該当する者として精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていた者が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 4 5 条第 4 項の認定を受けた結果、当該 1 級に係る精神障害者保健福祉手帳と引換えにその障害程度が障害等級表に定める 2 級に該当する者として精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたときの当該引換えを受けた 2 級に係る精神障害者保健福祉手帳に最初に記載されていた有効期限の到来する日までの期間内にあるものに限る。）
 - （6）精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める 2 級に該当し、かつ、身体障害者手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める 3 級に該当する者
 - （7）精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める 2 級に該当し、かつ、更生相談所等において知能指数がおおむね 5 0 以下と判定された者
- 第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項において「障害等級表」とは、身体障害者手帳については身体障害者福祉法施行規則（昭和 2 5 年厚生省令第 1 5 号）別表第 5 号をいい、精神障害者保健福祉手帳については精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 2 5 年政令第 1 5 5 号）第 6 条第 3 項の表をいう。

様式第 1 号中

「

障害 の 状 況	○ 身体障害者手帳（ ）級 交付 年 月 日
	○ 知能指数判定書（ I Q ） 判定 年 月 日
	○ 療 育 手 帳（ ） 交付 年 月 日
	○ そ の 他

を

」

「

障害 の 状 況	○ 身体障害者手帳（ ）級 交付 年 月 日
	○ 知能指数判定書（ I Q ） 判定 年 月 日
	○ 療 育 手 帳（ ） 交付 年 月 日
	○ 精神障害者保健福祉手帳（ ）級 交付 年 月 日
	○ そ の 他

に

」

改める。

附 則

- 1 この告示は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

綾部市告示第 1 2 6 号

地縁による団体「奥上林地区自治会連合会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 2 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者住所を 綾部市睦寄町山内 3 7 番地の 1 に変更する

2 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

3 変更の理由

代表者の住所変更

綾部市告示第 1 2 7 号

綾部市子育て支援医療費支給事業実施要綱（平成 5 年綾部市告示第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 5 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 4 条第 3 項中「保険証（電子資格確認による場合には、個人番号カード）」を「被保険者証」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、マイナンバーカードを被保険者証として利用する場合は、受給者証のみを提示しなければならない。

様式第 2 号（裏）を次のように改める。

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、保険医療機関等に保険の自己負担金のうち下記の3に示す一部負担金を支払い、受診することができる証ですから大切に保管してください。
- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証）に添えてこの証を必ず窓口に提出してください。
マイナンバーカードを被保険者証として利用する場合は、この証のみを窓口に提出してください。
- 3 この証で医療を受けたときは、次の一部負担金を支払ってください。
入院外 各月の最初の診療日に…………… 200円
入 院 1か月…………… 200円
- 4 氏名、居住地に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて市長にその旨を届け出てください。
- 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に市長にその旨を届け出てください。
- 6 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは再交付を受けてください。
- 7 有効期間を経過したとき又は資格がなくなったときは、この証を使用することはできませんから、速やかに市長に返してください。
- 8 不正にこの証を使用した者は、刑法により罰せられることがあります。
- 9 往診の際の車代、薬の容器代、個室専用料など保険の給付外であるものは京都子育て支援医療の支給対象とはならないのでご承知ください。

様式第 3 号（裏）を次のように改める。

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、保険医療機関等に保険の自己負担金のうち下記の3に示す一部負担金を支払い、受診することができる証ですから大切に保管してください。
- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証）に添えてこの証を必ず窓口提出してください。
マイナンバーカードを被保険者証として利用する場合は、この証のみを窓口提出してください。
- 3 この証で医療を受けたときは、次の一部負担金を支払ってください。
入院外 各月の最初の診療日に…………… 200円
- 4 氏名、居住地に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて市長にその旨を届け出てください。
- 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に市長にその旨を届け出てください。
- 6 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは再交付を受けてください。
- 7 有効期間を経過したとき又は資格がなくなったときは、この証を使用することはできませんから、速やかに市長に返してください。
- 8 不正にこの証を使用した者は、刑法により罰せられることがあります。
- 9 往診の際の車代、薬の容器代、個室専用料など保険の給付外であるものは綾部市すこやか子ども医療の支給対象とはならないのでご承知ください。

附 則

- 1 この告示は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この告示施行の際、この告示による改正前の規定に基づき作成された様式で、現に残存するものは、なお当分の間、使用することができる。

綾部市告示第 1 2 8 号

綾部市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和 5 0 年綾部市告示第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 5 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 1 項第 1 号中「「手帳」」を「「身体障害者手帳」」に、「障害の程度が同法施行規則（昭和 2 5 年厚生省令第 1 5 号。以下「省令」という。）別表第 5 号に規定する」を「障害程度が障害等級表に定める」に改め、同項第 3 号中「手帳」を「身体障害者手帳」に、「障害の程度が省令別表第 5 号に規定する」を「障害程度が障害等級表に定める」に改め、同項第 6 号を同項第 1 0 号とし、同項第 5 号を同項第 9 号とし、同項第 4 号を同項第 8 号とし、同項第 3 号の次に次の 4 号を加える。

- （4）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める 1 級に該当する者
- （5）精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める 2 級に該当する者（その障害程度が障害等級表に定める 1 級に該当する者として精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていた者が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 4 5 条第 4 項の認定を受けた結果、当該 1 級に係る精神障害者保健福祉手帳と引換えにその障害程度が障害等級表に定める 2 級に該当する者として精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたときの当該引換えを受けた 2 級に係る精神障害者保健福祉手帳に最初に記載されていた有効期限の到来する日までの期間内にあるものに限る。）
- （6）精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める 2 級に該当し、かつ、身体障害者手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める 3 級に該当する者
- （7）精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める 2 級に該当し、かつ、児童相談所又は更生相談所において知能指数がおおむね 5 0 以下と判定された者

第 2 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項において「障害等級表」とは、身体障害者手帳については身体障害者福祉法施行規則（昭和 2 5 年厚生省令第 1 5 号）別表第 5 号をいい、精神障害者保健福祉手帳については精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 2 5 年政令第 1 5 5 号）第 6 条第 3 項の表をいう。

第 4 条第 1 項第 1 号中「第 4 号」を「第 8 号」に改め、同項第 2 号中「第 5 号及び第 6 号」を「第 9 号及び第 1 0 号」に改める。

第 5 条第 1 号中「第 3 号」を「第 7 号」に、「手帳又は知能指数判定書」を「身体障害者手帳、知能指数判定書又は精神障害者保健福祉手帳」に改める。

第 1 5 条第 1 項第 2 号中「障害の程度」を「障害程度」に改め、同項第 3 号中「第 5 号及び第 6 号」を「第 9 号及び第 1 0 号」に改める。

様式第 1 号の 1 中

「

新規	変更	喪失
☐ 身障手帳交付	☐ 医療保険変更	☐ 死亡
☐ 療育手帳交付	☐ 転居	☐ 転出
☐ 転入	☐ その他	☐ 障害非該当
☐ 医療保険加入		☐ 医療保険資格喪失
☐ その他		☐ その他
上記の事由発生年月日 (. .)		

を

」

「

新規	変更	喪失
☐ 身障手帳交付	☐ 医療保険変更	☐ 死亡
☐ 療育手帳交付	☐ 転居	☐ 転出
☐ 精神手帳交付	☐ その他	☐ 障害非該当
☐ 転入		☐ 医療保険資格喪失
☐ 医療保険加入		☐ その他
☐ その他		
上記の事由発生年月日 (. .)		

に、

」

「

認 定 事 由
☐ 身体障害者手帳 1 級
☐ 身体障害者手帳 2 級
☐ I Q 3 5 以下
☐ I Q 5 0 以下と身障 3 級の合併
☐ その他 ()

を

」

「

認 定 事 由	
☐ 身障 1 級	☐ 身障 2 級
☐ I Q 3 5 以下	☐ 精神 1 級
☐ 精神 1 級から 2 級	
☐ 合併 (☐ I Q 5 0 以下 ☐ 身障 3 級 ☐ 精神 2 級)	
☐ その他 ()	

に改める。

」

様式第 2 号（裏）中

「

- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証）（電子資格確認による場合には、個人番号カード）に添えてこの証を必ず窓口に提出してください。

」

「

- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証）に添えてこの証を必ず窓口に提出してください。

マイナンバーカードを被保険者証として利用する場合は、この証のみを窓口に提出してください。

に、

」

「期限」を「期間」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この告示施行の際、この告示による改正前の規定に基づき作成された様式で、現に残存するものは、なお当分の間、使用することができる。

綾部市告示第 1 2 9 号

綾部市老人医療費支給事業実施要綱（平成 2 7 年綾部市告示第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 5 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 2 号（裏）中

「

- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証）（電子資格確認による場合には、
個人番号カード）に添えてこの証を必ず窓口に提出して
ください。

を

」

「

- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証）に添えてこの証を必ず窓口
に提出してください。

に改める。

マイナンバーカードを被保険者証として利用する場合は、この証のみを窓口
に提出してください。

」

様式第 4 号（裏）中

「

- 2 療養を受けるときは、「被保険者証（又は組合員証）（電子資格確認による場合には、個人番号カード）」及び「福祉医療費受給者証」に添えて、この証をその窓口で
渡してください。

」

「

- 2 療養を受けるときは、「被保険者証（又は組合員証）」及び「福祉医療費受給者証」
に添えて、この証をその窓口で渡してください。

マイナンバーカードを被保険者証として利用する場合は、「福祉医療費受給者証」
に添えて、この証をその窓口で渡してください。

」

改める。

附 則

- 1 この告示は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

- 2 この告示施行の際、この告示による改正前の規定に基づき作成された様式で、現に残存するものは、なお当分の間、使用することができる。

綾部市告示第 1 3 0 号

綾部市予防接種事故災害補償規程（平成 2 年綾部市告示第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 5 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 4 条第 2 号ア中「4, 5 3 0 万円」を「4, 6 7 0 万円」に改め、同号イ中「4, 5 3 0 万円」を「4, 6 7 0 万円」に、「3, 0 1 6 万 4 千円」を「3, 1 0 9 万 6 千円」に、「2, 3 0 2 万 7 千円」を「2, 3 7 3 万 9 千円」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 5 月 2 8 日から施行し、改正後の綾部市予防接種事故災害補償規程の規定は、同年 4 月 1 日以降に発見された事故から適用する。

綾部市告示第 1 3 1 号

令和 6 年度綾部市国民健康保険料の料率を次のように定めたので、綾部市国民健康保険条例（昭和 3 4 年綾部市条例第 1 1 号）第 1 5 条第 3 項及び第 1 5 条の 6 の 5 第 3 項並びに第 1 5 条の 1 1 第 3 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

区 分	賦 課 対 象	料 率		
		基礎賦課額	後期高齢者支援 金 等 賦 課 額	介護納付金 賦 課 額
所 得 割	賦 課 基 準 額	7. 7 9 %	3. 1 3 %	2. 7 4 %
被保険者均等割	被 保 険 者 1 人 当たり年額	2 5, 8 0 0 円	1 0, 4 0 0 円	1 3, 0 0 0 円
未就学児均等割	未 就 学 児 1 人 当たり年額	1 2, 9 0 0 円	5, 2 0 0 円	
世帯別平等割	1 世 帯 当 たり 年額	1 7, 1 0 0 円	6, 8 0 0 円	6, 5 0 0 円

綾部市告示第 1 3 2 号

綾部市ペアレント・プログラム事業実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 5 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市ペアレント・プログラム事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、親子間における適切な関係性の構築を目的として実施するペアレント・プログラム事業（同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相談し、共有し、及び情報交換ができる場の設置その他必要な支援を行う事業をいう。以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、綾部市とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託して実施することができる。

(対象者)

第 3 条 事業の利用の対象となる者（以下「対象者」という。）は、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等に不安を抱えている保護者及びその児童で、本市に住所を有するもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者
- (2) 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者
- (3) 乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業の実施、関係機関からの情報提供その他により市が当該支援を必要と認める児童及びその保護者
- (4) 第 1 号又は第 2 号に該当するおそれのある児童及びその保護者

(事業の内容)

第 4 条 事業の内容は、次に掲げるペアレント・トレーニング（親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身に付けるためのトレーニングをいう。）とする。

- (1) 講義及び演習
- (2) グループワーク
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(利用の申請)

第 5 条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、綾部市ペアレント・プログラム事業利用申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

(利用の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、利用の可否を決定し、綾部市ペアレント・プログラム事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（利用の取消し等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用の決定を取り消し、又は事業の実施を中止することができる。

（1）対象者に該当しなくなったとき。

（2）その他事業の利用が適当でないと市長が認めるとき。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和6年7月3日から施行する。

2 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

綾部市長

様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

綾部市ペアレント・プログラム事業利用申請書

綾部市ペアレント・プログラム事業実施要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

保 護 者	ふ り が な 氏 名		性 別	男・女
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)		
児 童	ふ り が な 氏 名		性 別	男・女
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)		
住 所		〒 ー		
連 絡 先		(自 宅) (携 帯)		

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市ペアレント・プログラム事業利用決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありましたペアレント・プログラム事業の利用につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市ペアレント・プログラム事業実施要綱第 6 条の規定により通知します。

記

利用 の 可 否	可 ・ 否	(理由)		
保 護 者	ふ り が な 氏 名		性 別	男 ・ 女
	生 年 月 日	年 月 日		
児 童	ふ り が な 氏 名		性 別	男 ・ 女
	生 年 月 日	年 月 日		
住 所	〒 ー			

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

綾部市告示第 1 3 3 号

綾部市成年後見支援センター設置及び運営要綱を次のように定める。

令和 6 年 5 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市成年後見支援センター設置及び運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 2 8 年法律第 2 9 号。以下「法」という。）に基づき、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進を図るため、綾部市成年後見支援センター（法第 1 2 条第 1 項に規定する成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関をいう。以下「センター」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 成年後見人等 法第 2 条第 1 項に規定する成年後見人等をいう。
- (2) 地域連携ネットワーク 成年後見制度を必要とする者を発見し、必要な支援につなげるための地域連携及び協働の仕組みをいう。
- (3) 協議会 後見開始の前後を問わず、地域における法律、福祉等の専門職団体、関係機関が自発的に協力する体制づくりを進めるための合議体をいう。

(設置)

第 3 条 センターは、成年後見制度利用促進担当課に置くものとする。ただし、センターで実施する事業（以下「事業」という。）を委託する場合は、この限りでない。

(実施主体)

第 4 条 事業の実施主体は、綾部市とする。ただし、事業の全部又は一部を、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができる。

(事業の内容)

第 5 条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 成年後見制度に関する広報及び啓発に関すること。
- (2) 成年後見制度に関する相談支援及び利用促進に関すること。
- (3) 成年後見人等の支援に関すること。
- (4) 権利擁護支援に関する地域連携ネットワークの構築及び協議会の運営に関すること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

(運営委員会)

第6条 市長は、事業を円滑かつ効率的に実施するため、センターの運営及び地域連携ネットワークの取組状況についての調査審議又は地域における成年後見制度の取組状況の点検及び評価を継続的に行う運営委員会を設置する。

（秘密の保持）

第7条 センターの職務に従事する者又は従事していた者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年5月31日から施行する。

綾部市公告第 4 8 号

綾部市職員採用試験を次により実施します。

令和 6 年 5 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和 6 年度綾部市職員採用試験を、別紙要項のとおり実施します。
- 2 本試験の合格者は、「令和 6 年度・令和 7 年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載し、第 3 次試験合格発表以後必要に応じ採用します。



令和6年度 綾部市職員採用試験 <<第1回社会人経験枠>>

多彩な経験を市政に活かすため、民間企業等における職務経験が3年以上の方を対象に採用試験を実施します。

募集職種・採用予定人員・採用予定日

消防職員	若干名	令和6年9月1日
保健師	若干名	令和7年4月1日 ※採用条件を満たす場合、令和6年度中の採用となる場合があります。

申込受付期間

オンライン申込	5月7日（火）午前8時30分～5月31日（金）午後5時15分
郵送	5月7日（火）～5月31日（金） ※31日（金）午後5時15分までに到着したものに限り受け付けます。
持参	5月7日（火）午前8時30分～5月31日（金）午後5時15分 ※土曜日・日曜日・休日を除きます。

■問い合わせ先■ 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1
綾部市市長公室 職員課 職員・人事担当
電話：0773-42-4228（直通）
Mail：shokuin@city.ayabe.lg.jp

1 試験区分、採用予定人数、受験資格

試験区分	採用予定 人 員	受験資格	職務内容
消防職員	若干名	平成元年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校（同程度と認めるものを含む。）を卒業後、民間企業等に通算して3年以上勤務した経験を有する方	消防及び救急業務に従事
保健師	若干名	平成元年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方のうち、通算して3年以上保健師業務の経験を有する方	保健関係業務に従事

<職務経験について>

職務経験には、民間企業の従業員、公務員、自営業者等として就業していた期間が該当します。ただし、以下の点に注意してください。

- ① 「通算3年以上の職務経験」とは、採用予定日までに週30時間以上の勤務実績が通算で3年以上であることを要します。なお、休業等（1ヶ月以上の病気休暇、育児休業）の期間は、勤務実績として通算できません。
- ② 職務経験が複数期間の場合は、通算できます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれか一の職歴に限ります。

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条（抄） ～

- （1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （2）当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- （3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

～ 綾部市の求める人物像 ～

“一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち・・・綾部”を目指し、綾部市職員として基本的な心構えと、常に市民の目線に立って熱意を持って職務に取り組める人材を求めています。

- （1）人権意識の高い人間性豊かな職員
- （2）市民から信頼される職員
- （3）組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- （4）時代の変化に対応できる職員

2 試験の内容、日時及び場所

区 分	試験内容	日 時	場 所
第1次試験	S P I 3 試験	令和6年6月9日（日） 午前9時30分（受付：午前9時から）	綾部市役所
第2次試験	作文試験 面接試験 体力測定（消防職員）	令和6年6月29日（土）	
第3次試験	面接試験	令和6年7月14日（日）	

※ 自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。その場合は、綾部市ホームページ（<http://www.city.ayabe.lg.jp/>）でお知らせします。

試 験 内 容	
S P I 3 試験	言語及び非言語に関する能力検査 試験時間1時間10分
作文試験	文章表現力、課題に対する理解力、文章構成力等についての試験 原稿用紙800字以内、試験時間45分
体力測定 （消防職員のみ）	体力診断テスト（握力、長座体前屈、反復横とび等） 運動適正テスト（立ち幅とび、上体起こし、20mシャトルラン等）
面接試験	人物評価

3 合格発表

（1）第1次合格発表 令和6年6月24日（月）午前10時

綾部市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者の方にはメールで第2次試験の案内を通知しますので、必ず内容を確認してください。

○ホームページ掲載期間：令和6年6月29日（土）午前10時まで

（2）第2次合格発表 令和6年7月上旬（予定）受験者本人にメールで通知します。

（3）最終合格発表 令和6年7月下旬（予定）受験者本人にメールで通知します。

※電話等による合否の問い合わせには応じられません。



4 採用予定日

消防職員	令和6年9月1日
保健師	令和7年4月1日 ※採用条件を満たす場合は、令和6年度中の採用となる場合があります。

※この試験の最終合格者は、「令和6年度・令和7年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載します。
なお、当該採用候補者名簿は令和8年3月31日まで有効です。

5 受験申込方法

○オンラインによる申込

申込方法	*綾部市ホームページの「令和6年度綾部市職員採用試験申込フォーム」から申し込んでください。 https://logoform.jp/form/39Fi/574472 *右記の二次元バーコードからスマートフォンでも申し込み可能です。 
受付期間	*令和6年5月7日（火）午前8時30分～5月31日（金）午後5時15分 *受付期間内に申し込みデータを受診完了したものに限り受け付けます。 *メンテナンス等により申込フォームが運用休止等となる場合がありますので、余裕をもって申し込みをしてください。 *使用されるパソコンやスマートフォンの通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。
注意事項	*申し込みが完了すると、受付完了メールが自動送信されます。 *申し込み完了メールは「no-reply@logoform.jp」から届くため、あらかじめ迷惑メール設定を解除、もしくは受信設定をしてください。 *申込完了メールが届かない場合は、職員課まで連絡してください。
当日受付	第1次試験当日の受付時に、申込完了メールを確認しますので、スマートフォン等でメール画面を呈示するか、メール本文を印刷の上、持参してください。

○郵送又は持参による申込

申込書	*綾部市ホームページ（http://www.city.ayabe.lg.jp/）から採用試験申込書をダウンロードしてください。 *必ずA4版サイズ、両面印刷してください。 *ダウンロードできない場合、申込書は職員課窓口にも置いています。
申込方法	申込書に必要事項を記入の上、最近6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、無帽、正面向き）を貼付し、下記申込先へ郵送又は持参してください。 *郵送の場合は、<u>必ず簡易書留郵便とし、封筒の表に「採用試験申込書在中」と朱書きしてください。</u> 【申込先】〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 綾部市市長公室職員課職員・人事担当
受付期間	*令和6年5月7日（火）～5月31日（金） *持参の場合：土曜日・日曜日・休日を除きます。 受付時間は午前8時30分～午後5時15分です。 *郵送の場合：5月31日（金）午後5時15分までに到着したものに限り受け付けます。
受験票	申込書受付後、申込書に記載されたメールアドレスに受験票を送付しますので、受験票を印刷の上、第1次試験当日に持参してください。 *受験票は「shokuin@city.ayabe.lg.jp」から届くため、あらかじめ迷惑メール設定を解除、もしくは受信設定をしてください。 *受験票が6月5日（水）までに届かない場合は、職員課まで連絡してください。

○その他

身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。
試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

6 給与、福利厚生等

(令和6年4月1日現在)

区 分	大学の新卒者	大卒32歳(職務経験10年)
初任給(月額)	185,200円	278,700円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
- ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
- ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
- ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

7 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類(受験票、運転免許証等)を持参の上、直接お越しください。

試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
開示請求できる者	不合格者		
開示内容	第1次試験の順位及び総合得点	第2次試験の順位及び総合得点	第3次試験の順位及び総合得点
開示期間	各合格発表の日(通知日)から1か月間(ただし、土、日曜日及び休日を除く。)		
開示場所等	綾部市役所本庁舎2階(市長公室職員課) 午前8時30分(開示期間の初日は午前10時)から午後5時15分まで		

試験会場(綾部市役所) 案内図

- * 試験会場は駐車場に限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。



【徒歩の場合】

JR綾部駅より約15分

【あやバスの場合】

JR綾部駅よりあやバス
志賀南北線「市役所前」下車すぐ。
または、あやバス上林線、
志賀南北線、東西線、西坂線、
篠田桜が丘線、黒谷線、西八田線、
紫水ヶ丘公園線
「西町二丁目」下車、徒歩約4分

綾部市公告第 4 9 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 6 年 5 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 5 0 号

第 5 次綾部市地域福祉計画策定支援業務に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は企画提案書等を提出してください。

令和 6 年 5 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

本市の第 5 次綾部市地域福祉計画策定支援業務について、委託業者の選定にあたり別添「第 5 次綾部市地域福祉計画策定支援業務に関する公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施します。

第5次綾部市地域福祉計画策定支援業務
に関する公募型プロポーザル
実施要領

令和6年5月

綾部市福祉部社会福祉課

1 趣旨・目的

この実施要領（以下「要領」という。）は、綾部市（以下「本市」という。）が発注する第5次綾部市地域福祉計画策定支援業務に関し、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

（1）業務名

第5次綾部市地域福祉計画策定支援業務

（2）業務内容

別添1「第5次綾部市地域福祉計画策定支援業務仕様書」のとおり

（3）業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

（4）委託料上限額

7, 865, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

＊この金額は単に本業務に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

3 委託予定者の選定方法

公募によるプロポーザル方式

4 応募資格

応募者は、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

なお、資格要件の確認基準日は、本業務の募集開始日とし契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

- （1）国又は地方公共団体からの受託により、過去5年以内（令和元年11月1日以降）に本件と同様の業務を実施し、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとし、また、本社、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （3）民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- （4）京都府内で地域福祉計画、第3期子ども・子育て支援事業計画、第9期介護保険事業計画、第7期障害福祉計画、それぞれの受注実績があること。
- （5）企業としての個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録をし、更新実績があること。
- （6）綾部市暴力団等排除措置要綱（平成23年綾部市告示第10号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。

- (7) 国税及び本市市税を滞納していないこと。
- (8) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触しないこと。

5 スケジュール（予定）

期 日	項 目	備 考
令和6年5月10日（金）	募集開始	ホームページ及び公告
令和6年5月17日（金）	質問書提出期限	電子メール
令和6年5月24日（金）	質問書回答期限	電子メール（必要に応じホームページ）
令和6年6月 3日（月）	企画提案書等の提出期限	持参又は郵送
令和6年6月 7日（金）	審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	綾部市役所
令和6年6月14日（金）	審査結果通知	郵送及び電子メール
令和6年6月中旬	受託者決定・委託契約締結	

6 要領等の配布

要領、提出書類様式及び基本仕様書の配布方法については、応募者が本市ホームページからダウンロードすることとする。

7 応募方法

(1) 提出書類、様式、提出部数等

別添2「第5次綾部市地域福祉計画策定支援業務に関する公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧」のとおり

(2) 提出方法等

① 提出期限：令和6年6月3日（月）午後5時15分【必着】

② 提出方法：持参又は郵送による

※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送による場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

③ 提出先：事務局

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市福祉部社会福祉課 担当 中尾

TEL：0773-42-4250 FAX：0773-42-8953

e-mail：shakaifukushi@city.ayabe.lg.jp

8 審査の概要

(1) 選定方法

提出書類の審査に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、委員会において審査し、最高得点を得たものを優先交渉権者として選定する。

応募者が遠方であるなど、やむを得ない理由があるときは Zoom によるプレゼンテーション及びヒアリングを行うことがある。

(2) 応募者が 1 者となった場合でも業者選定を実施するものとする。

(3) 実施日

令和 6 年 6 月 7 日（金）

＊会場、時間等の詳細は、別途通知する。

通知予定日：令和 6 年 6 月 3 日（月）

(4) 時間配分

参加者ごとに約 30 分間（機材設置、片付けの時間は別とする。）

① 企画提案書等の説明・プレゼンテーション（20 分）

② 質疑応答・ヒアリング（10 分）

(5) 出席者

参加者ごとに 3 人以内とし、総括管理者は出席することが望ましい。

(6) その他

提案説明の際、プロジェクター等の使用は可能。プロジェクター及びスクリーンは本市で用意する。パソコン等は各参加者で準備すること。

(7) 審査基準

① 審査項目・配点

項 目		配 点
業務実施体制 (50 点)	①会社概要、規模	10 点
	②業務を行う者の資格、経歴、実績並びに実務実施能力	10 点
	③ 提案業者の策定実績（地域福祉計画）	5 点
	④提案業者の策定実績（第 3 期子ども・子育て支援事業計画）	5 点
	⑤提案業者の策定実績（第 9 期介護保険事業計画）	5 点
	⑥提案業者の策定実績（第 7 期障害福祉計画）	5 点
	⑦個人情報	5 点
	⑧支援体制の専門性	5 点
企画提案内容 (50 点)	⑨業務の推進・支援体制	10 点
	⑩業務の全体フロー、スケジュール	10 点
	⑪本市の実態把握及び情報収集の手法	10 点
	⑫独自提案	10 点
	⑬法令例規との整合	5 点
	⑭見積金額	5 点
合 計		100 点

②審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れて いる	優 れ て いる	普 通	やや劣る	劣 る
1 0 点	1 0	8	6	4	2
5 点	5	4	3	2	1

(8) 審査結果の通知

審査結果は、各応募者に対して文書及び電子メールで通知する。

* 通知予定日：令和6年6月14日（金）

9 契約の締結

(1) 8により選定された優先交渉権者と契約締結の交渉を行う。

(2) 本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

* この場合において、契約交渉が不調となった場合は、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

10 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において、8により選定された優先交渉権者が無効となった場合は、審査結果による得点順位を順次繰り上げる。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 2の(4)の委託料上限額を超えた場合
- (6) 応募資格の要件を満たさなくなった場合
- (7) 提案に対して談合等、不正行為があった場合
- (8) その他委員会が不適切と認めた場合

11 質問等の受付及び回答

本業務の概要や要領、基本仕様書の内容等について、質問等がある場合は、以下のとおり質問書を提出し、本市から回答する。

- (1) 提出書類：質問書【様式9】
- (2) 提出期限：令和6年5月17日（金）午後5時15分【必着】
- (3) 提出方法：事務局あて電子メールによる
(shakaifukushi@city.ayabe.lg.jp)
- (4) 回答方法：電子メールアドレス宛ての返信メールによる
- (5) 回答期限：令和6年5月24日（金）

* 質問等の内容について電話で確認することがある。

（質問書には必ず電話番号を記載のこと。）

※必要に応じ、質問等の内容を本市ホームページで公開することがある。

12 その他

- （１）提出書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
- （２）提出された書類等は、審査に必要な範囲において、無償で複製することができるものとし、応募者に返却しない。
- （３）プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- （４）提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- （５）企画提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であるとの本市の承認を得なければならない。
- （６）提出書類の受理後、やむを得ず応募を取りやめる場合については、辞退届（様式任意）を必ず提出すること。
- （７）電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。
- （８）審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

13 事務局（問い合わせ先）

〒623-8501 京都府綾部市若竹町 8 番地の 1

綾部市福祉保健部社会福祉課：担当 中尾

TEL：0773-42-4250 FAX：0773-42-8953

e-mail：shakaifukushi@city.ayabe.lg.jp

綾部市公告第 5 1 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 6 年 5 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 5 2 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 6 年 5 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告 5 3 号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 1 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

記

1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙のとおり

2 縦覧場所
綾部市林政課、綾部市ホームページ

3 本公告により、綾部市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上

【別紙】

番号	大字	字	地番	林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の 存続期間	備考
集04-001	五泉町	宮ノ奥	16番	261	る	山林	0.23	スギ/ザツ	43	15年	
集04-002	五泉町	宮ノ奥	15番1	261	る	保安林	1.3	スギ/ザツ	62	15年	
集04-003	五泉町	家尻	20番1	不明	不明	山林	0.13	スギ	56	15年	

經 營 管 理 權 集 積 計 画

1 個別事項

[illegible]

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B)欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

[illegible]

この図面は森林計画図等を基に作成していますので、実際の土地の境界や地籍の大きさを示すものではありません

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより保育間伐事業を実施すること。
- (2) 受託者の義務
乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林
当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。
- (4) 経営管理権及び経営管理受益権
この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。
乙に設定された経営管理権は、この公告の後にあって当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
- (5) 租税公課の負担
甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他の不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
 - ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（8）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
 - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り等
 - ① 乙は、（1）、（8）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせることができる。
 - ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施
次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
 - ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権

集積計画を変更する必要がある場合は遅延なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1 個別事項

整理 番号	集04-002	経営管理権の設定を受ける市町 村(乙)		(名 称)		(所在地)		京都府綾部市若竹町8番地の1	(住所又は所在地)		経営管理 権の存続 期間(終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要 する経費を控除してなお利益がある場 合において甲に支払われべき金銭(D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考			
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者(甲)		(氏名又は名称)														
		乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	大 字	所 在		林班	小班	地 目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	経営管理 権の始期								
1	五泉町	宮ノ奥	15番1	261	る	保安林	1.30	スギ/ザ ツ	62		①乙は新規に作業道を作 設し、特殊伐採による皆伐 及び広葉樹の植栽を実施 する。 ②伐採は林分・林地の状態 を把握したうえで、生物多 様性及び山地崩壊等の災 害リスクに配慮し実施するも のとする。 ③計画存続中は年に一度 以上生育状況の確認を実 施する。					経営管理権に基づき乙が実施する間 伐等の結果生じた木材の販売による収 益は乙のものとし、経営管理に要した経 費に充当する。	該当なし。	
										2039/3/31 (15年) 公告の日から								

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合に、()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B)欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。



整理番号	集04-002	図面番号	1/1
①	宮ノ奥15番1		1.30 ha
縮尺 1:5000			
綾 部 市			

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定されるところは、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより保育間伐事業を実施すること。
- (2) 受託者の義務
乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林
当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。
- (4) 経営管理権及び経営管理受益権
この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。
乙に設定された経営管理権は、この公告の後にあって当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
- (5) 租税公課の負担
甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他の不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
 - ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（8）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
 - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り等
 - ① 乙は、（1）、（8）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせることができる。
 - ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施
次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
 - ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権

集積計画を変更する必要がある場合は遅延なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

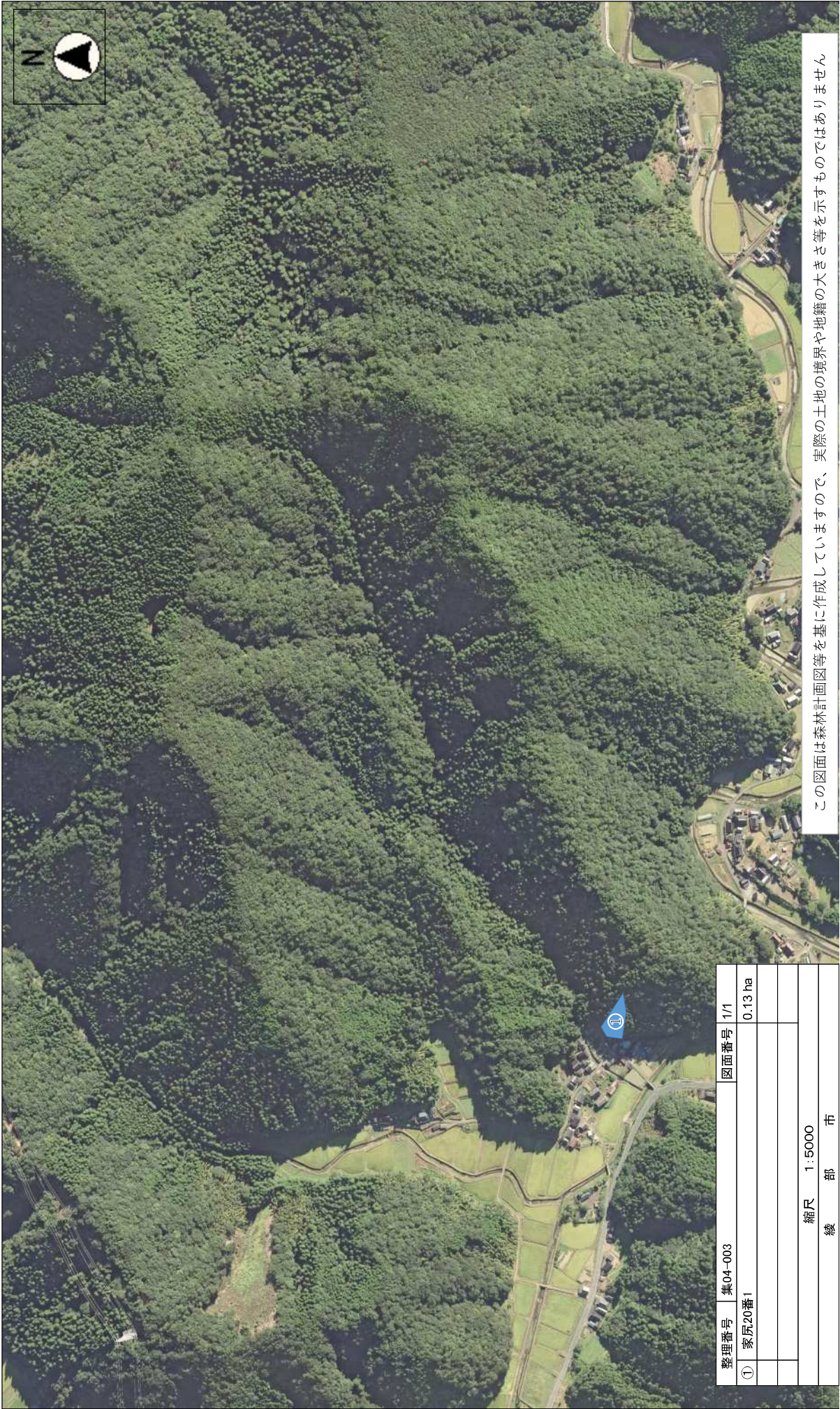
經營管理權集合積計圖

1 個別事項

[illegible]

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合に、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B)欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。



この図面は森林計画図等を基に作成していますが、実際の土地の境界や地籍の大きさを示すものではありません

整理番号	集04-003	図面番号	1/1
①	家原20番1		0.13 ha
縮尺 1:5000			
綾 部 市			

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定されるところは、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより保育間伐事業を実施すること。
- (2) 受託者の義務
乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林
当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。
- (4) 経営管理権及び経営管理受益権
この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。
乙に設定された経営管理権は、この公告の後にあって当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
- (5) 租税公課の負担
甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他の不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
 - ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（8）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
 - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り等
 - ① 乙は、（1）、（8）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせることができる。
 - ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施
次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
 - ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権

集積計画を変更する必要がある場合は遅延なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

綾部市公告第 5 4 号

市民活動拠点施設（仮称）整備事業、市民活動拠点施設（仮称）整備工事（建築本体工事）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和 6 年 5 月 1 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 6 1 5 号
- (2) 工 事 名 市民活動拠点施設（仮称）整備工事（建築本体工事）
- (3) 工事場所 綾部市新宮町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、市民活動拠点施設（仮称）を整備するため、建築工事、機械設備工事及び昇降機設備工事を行うものです。隣接する住宅や通学路等との関係から、工程や安全確保について万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 旧図書館整備 改修面積 6 1 4 . 5 m²
上記にかかる建築工事、機械設備工事及び昇降機設備工事 一式
- (6) 予定工期 令和 6 年 6 月 1 1 日から
令和 7 年 2 月 5 日まで（2 4 0 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者としてします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和 6 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に建築工事の A 等級で登録されており、令和 6 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第 1 5 条の規定による特定建設業の許可を建築工事について受けているものであること。
- (4) 令和 6 年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、建築工事の総合評点が 7 5 0 点以上であること。
- (5) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 5 点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額 5 , 0 0 0 万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の建築

工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。

- (7) 建築工事に係る技術者を、監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

3 提出書類

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2（6）に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、監理技術者の法令による免許欄には、2（7）に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2（8）を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年5月14日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課 契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,190円です。

(2) 入札参加申請書の受付

- ①期間 令和6年5月17日(金)午前9時から午後6時まで
令和6年5月20日(月)午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で5月17日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- (1) 入札通知書及び非指名通知書については、令和6年5月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ① 期間 令和6年5月24日(金)から
令和6年5月27日(月)正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和6年5月29日(水)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①期間 令和6年6月3日(月)午前9時から午後6時まで
令和6年6月4日(火)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Acceptor/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年6月5日（水）午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 配置予定の現場代理人、監理技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1
所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1
綾部市役所本庁東 3 階
電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)
FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)
E - mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

⑨

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

添付書類 技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式－ 3

技 術 資 料

住 所

名 称

1 同種工事又は類似工事の施工実績

工 事 名 称 等	工 事 名 称		
	発注機関名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工 事 概 要 等			
技 術 的 特 記 事 項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従 事 予 定 者 名			
所 属 会 社 名			
生年月日（年齢）			
最 終 学 歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）			
現在の受持工事	工 事 名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置		

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従 事 予 定 者 名			
所 属 会 社 名			
生年月日（年齢）			
最 終 学 歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）			
現在の受持工事	工 事 名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置		



綾部市公告第 5 5 号

下水道整備事業、農業集落排水志賀郷地区公共柵設置工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 6 年 5 月 1 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 6 1 3 号 |
| (2) 工 事 名 | 農業集落排水志賀郷地区公共柵設置工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市向田町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 公共柵設置 N = 1 箇所 |
| (5) 予定工期 | 令和 6 年 6 月 1 1 日から
令和 6 年 9 月 1 8 日まで（1 0 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 6 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、令和 6 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

- (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式―３）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第７条によること。ただし、紙入札希望業者は（１）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

４ 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（１）設計図書の閲覧

- ①期間 令和６年５月１４日（火）午前９時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東３階）とし、代金は２８０円です。

（２）入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 令和６年５月１７日（金）午前９時から午後６時まで
令和６年５月２０日（月）午前９時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で５月１７日については午前９時から正午までと午後１時から午後５時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

５ 入札参加資格確認通知について

- （１）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和６年５月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- （２）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して５日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

６ 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和６年５月２４日（金）から
令和６年５月２７日（月）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前９時から正午までと午後１時から午後５時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和６年５月２９日（水）午後５時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後５時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和6年6月3日(月) 午前9時から午後6時まで
令和6年6月4日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年6月5日(水) 午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適當であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1
綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

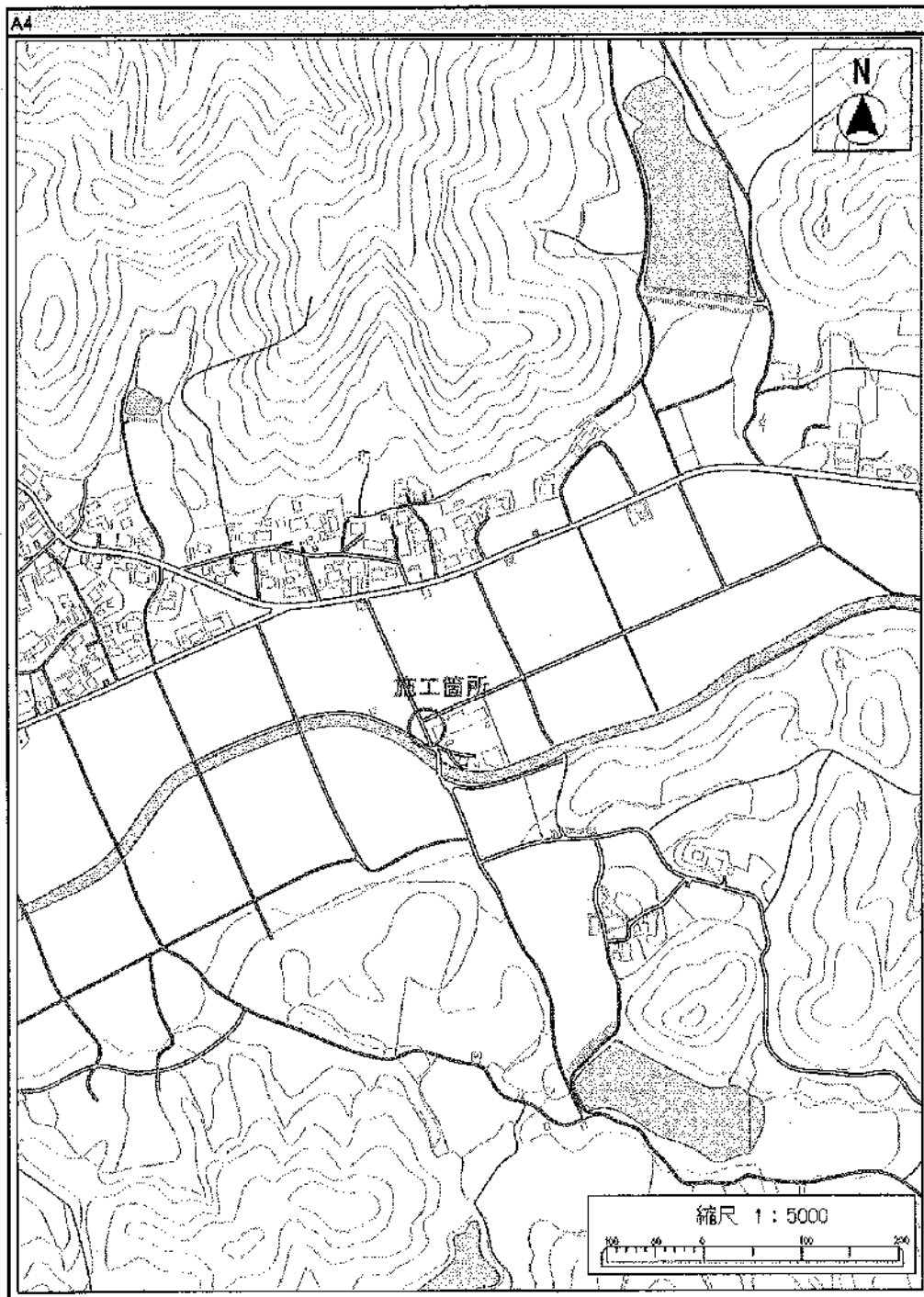
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 5 6 号

綾部市立病院蒸気ボイラー 2 号機更新事業、綾部市立病院蒸気ボイラー 2 号機更新工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 6 年 5 月 1 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 6 1 7 号 |
| (2) 工 事 名 | 綾部市立病院蒸気ボイラー 2 号機更新工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市青野町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 蒸気ボイラー 2 号機更新 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和 6 年 6 月 1 1 日から
令和 6 年 1 0 月 8 日まで（1 2 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 6 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で管工事の A 等級又は B 等級で登録されており、令和 6 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 管工事に係る綾部市発注工事で、令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式―3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

- ①期間 令和6年5月14日（火）午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は140円です。

（2）入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 令和6年5月17日（金）午前9時から午後6時まで
令和6年5月20日（月）午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で5月17日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- （1）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年5月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- （2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和6年5月24日（金）から
令和6年5月27日（月）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和6年5月29日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等を行

いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和6年6月3日（月）午前9時から午後6時まで
令和6年6月4日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年6月5日（水）午前10時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1
綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 管工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・ 兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・ 兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・ 兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・ 兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・ 連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・ 兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・ 兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



付近図 5-1/5,000

綾部市立病院敷地ポイラー2号機更新工事

綾部市公告第 5 7 号

市民活動拠点施設（仮称）整備事業、市民活動拠点施設（仮称）整備工事（電気設備工事）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 6 年 5 月 1 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 6 1 8 号
- (2) 工 事 名 市民活動拠点施設（仮称）整備工事（電気設備工事）
- (3) 工事場所 綾部市新宮町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 旧図書館整備 改修面積 6 1 4 . 5 m²
上記にかかる電気設備工事 一式
- (5) 予定工期 令和 6 年 6 月 1 8 日から
令和 7 年 2 月 5 日まで（2 3 3 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 6 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事の A 等級又は B 等級で登録されており、令和 6 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年5月14日(火) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は360円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年5月17日(金) 午前9時から午後6時まで

令和6年5月20日(月) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で5月17日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年5月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年5月24日(金) から

令和6年5月27日(月) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和6年5月29日(水) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにフ

アクセスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和6年6月 7日（金）午前9時から午後6時まで
令和6年6月10日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出6月7日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月10日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年6月11日（火）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式-2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住所

氏 名 (印)

電話 番 号

FAX 番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 5 8 号

住宅維持管理費（借上住宅）、市営住宅（井倉）解体工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 6 年 5 月 1 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 6 1 9 号 |
| (2) 工 事 名 | 市営住宅（井倉）解体工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市井倉町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 補強 C B 造 2 階建 5 戸 1 棟 解体
住宅番号 4 8 - 1 ~ 4 8 - 5 解体面積 2 2 5 m ² |
| (5) 予定工期 | 令和 6 年 6 月 1 1 日から
令和 6 年 9 月 8 日まで（9 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 6 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で解体工事の A 等級又は B 等級で登録されており、令和 6 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 解体工事に係る綾部市発注工事で、令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評価が 6 0 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式— 1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式— 2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 令和6年5月14日(火) 午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は180円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 令和6年5月17日(金) 午前9時から午後6時まで
令和6年5月20日(月) 午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で5月17日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年5月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和6年5月24日(金) から
令和6年5月27日(月) 正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和6年5月29日(水) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行

いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和6年6月3日（月）午前9時から午後6時まで
令和6年6月4日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年6月5日（水）午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式-2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住所

氏 名 (印)

電話 番 号

FAX 番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

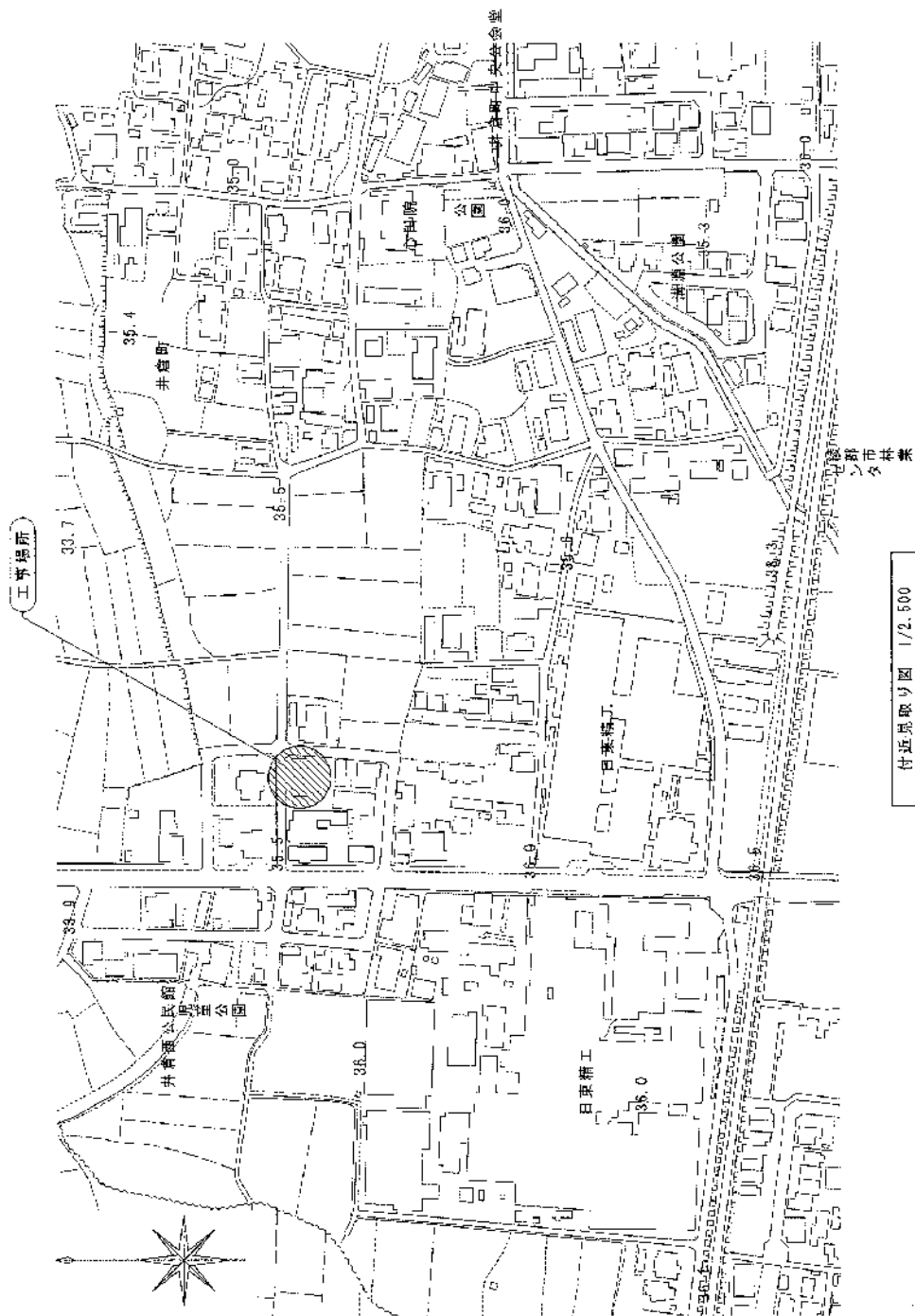
2) 主任技術者

- 1 解体工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 5 9 号

旧農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市農業委員会事務局
- 2 縦覧期間 令和 6 年 5 月 1 5 日から令和 6 年 5 月 3 1 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

綾部市公告第 6 0 号

こども発達支援拠点施設整備事業、(仮称) こども発達支援拠点施設整備工事(建築本体工事)に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和 6 年 5 月 1 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 6 2 3 号
- (2) 工 事 名 (仮称) こども発達支援拠点施設整備工事(建築本体工事)
- (3) 工事場所 綾部市上野町(別添位置図参照)
- (4) 工事内容 本工事は、(仮称) こども発達支援拠点施設を整備するため、建築本体工事及び機械設備工事を行うものです。隣接する住宅やこども園及び付近の小学校等との関係から、工程や安全確保について万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 増築 木造平屋建一部鉄骨造 3 6 7 . 8 5 m²
既存棟改修 R C 造平屋建 5 1 6 . 6 8 m²
上記に係る建築本体工事及び機械設備工事 一式
- (6) 予定工期 令和 6 年 6 月 2 9 日から
令和 7 年 3 月 3 1 日まで(2 7 6 日間)

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者としてします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和 6 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に建築工事の A 等級で登録されており、令和 6 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第 1 5 条の規定による特定建設業の許可を建築工事について受けているものであること。
- (4) 令和 6 年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、建築工事の総合評点が 7 5 0 点以上であること。
- (5) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 5 点に満たない評定を受けていないこ

と。

- (6) 請負金額 5, 0 0 0 万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の建築工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 建築工事に係る技術者を、監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

3 提出書類

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第 7 条によること。
紙入札希望業者は、(1) の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2（6）に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、監理技術者の法令による免許欄には、2（7）に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2（8）を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和 6 年 5 月 1 6 日（木）午前 9 時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は

事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課
契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は2,980円です。

（2）入札参加申請書の受付

- ①期間 令和6年5月21日（火）午前9時から午後6時まで
令和6年5月22日（水）午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で5月21日については午前9時から
正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、
監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- （1）入札通知書及び非指名通知書については、令和6年5月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- （2）非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ① 期間 令和6年5月28日（火）から
令和6年5月29日（水）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和6年5月31日（金）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

- ①期間 令和6年6月5日（水）午前9時から午後6時まで
令和6年6月6日（木）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月5日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月6日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量

については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年6月7日（金）午前9時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

(4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

(5) 配置予定の現場代理人、監理技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

(6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

- (7) 本案件の契約締結については、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、綾部市議会の議決を要するため、議会の議決までは仮契約を締結するものとします。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

⑨

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

添付書類 技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

樣式－3

技 術 資 料

住 所

名 称

1 同種工事又は類似工事の施工実績

工 事 名 称 等	工 事 名 称		
	発注機関名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工 事 概 要 等			
技 術 的 特 記 事 項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）			
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置		

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）			
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置		



(備考) 乙字第幾号地籍図面記載工事 付近図取付図 1/2,500

綾部市公告第 6 1 号

綾部市下水道排水設備指定業者規程第 1 3 条第 1 項第 4 号に基づく指定業者を次により公表します。

令和 6 年 5 月 2 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 異動により指定内容の一部を変更する業者

事 業 所 名	代表者氏名	所 在 地	変 更 日
有限会社 中尾鐵工所	中尾 義	綾部市宮代町宮代 1 番地	令和 6 年 4 月 2 1 日

綾部市下水道排水設備指定業者新規指定申請等

異動届の内容

	指定 番号	事 業 所 名	代 表 者 氏 名	所 在 地
変更後	8 1	有限会社 中尾鐵工所	中尾 義	綾部市宮代町宮代 1 番地
変更前	8 1	有限会社 中尾鐵工所	中尾 義人	綾部市宮代町宮代 1 番地

綾部市公告第 6 2 号

綾部市下水道排水設備指定業者規程第 1 3 条第 1 項第 1 号に基づく指定業者を次により公表します。

令和 6 年 5 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 新たに指定する業者

事 業 所 名	代 表 者 氏 名	所 在 地	指 定 日
コネクトワーク株式会社	古久保 達也	舞鶴市字和田 1 0 7 7 番地	令和 6 年 6 月 1 日

指定申請内容

指定番号	事 業 所 名	代 表 者 氏 名	所 在 地	技術者数
2 2 7	コネクトワーク株式会社	古久保 達也	舞鶴市字和田 1 0 7 7 番地	1

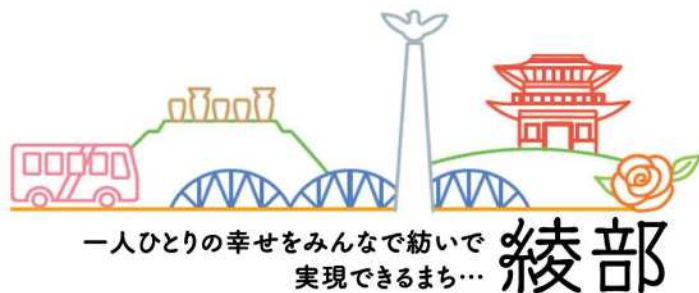
綾部市公告第 6 3 号

綾部市職員採用試験を次により実施します。

令和 6 年 5 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和 6 年度綾部市職員採用試験を、別紙要項のとおり実施します。
- 2 本試験の合格者は、「令和 6 年度・令和 7 年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載し、第 3 次試験合格発表以後必要に応じ採用します。



令和6年度

綾部市職員採用試験〈第1回一般試験〉

あなたのその『力』
綾部市民のために活かしてください!

■ 募 集 職 種

事務職員・社会福祉士・保健師・
土木技師・建築技師・消防職員

■ 受 付 期 間

令和6年5月24日（金）～令和6年6月20日（木）

■ 採用予定日

令和7年4月1日



1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
事務職員	若干名	平成8年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和7年3月までに卒業見込みの方	一般事務に従事
社会福祉士	若干名	平成8年4月2日以降に生まれた方で、社会福祉士の免許を有する方、又は採用までに資格取得見込みの方 なお、資格取得見込みでこの採用試験に合格した方が、採用までに資格取得ができなかった場合は、採用されません。	支援業務に従事
保健師	若干名	平成8年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方、又は採用までに免許取得見込みの方 なお、免許取得見込みでこの試験に合格した方が、令和7年に実施される国家試験に不合格になった場合は、採用されません	保健関係業務に従事
土木技師	若干名	平成8年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和7年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(土木)を修得した方又は修得見込みの方	土木関係業務に従事
建築技師	若干名	(1)平成8年4月2日以降に生まれた方で、建築士(1級又は2級)の免許を有する方 (2)平成8年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和7年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(建築)を修得した方又は修得見込みの方	建築関係業務に従事
消防職員	若干名	平成8年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和7年3月までに卒業見込みの方	消防・救急業務に従事

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条(抄) ～

- (1)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2)当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

～ 綾部市の求める人物像 ～

“一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち…綾部”を目指し、綾部市職員として基本的な心構えと、常に市民の目線に立って熱意を持って職務に取り組める人材を求めています。

- (1)人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2)市民から信頼される職員
- (3)組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4)時代の変化に対応できる職員

2 試験の内容、日時及び場所

区 分	試験内容	日 時	場 所
第1次試験	一般教養試験又は SPI3試験の選択	令和6年7月14日(日) 午前9時30分(受付:午前9時から)	綾部市役所
第2次試験	作文試験 面接試験 体力測定(消防職員)	令和6年8月4日(日)	
第3次試験	面接試験	令和6年8月24日(土)	

※ 自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。その場合は、綾部市ホームページ(<http://www.city.ayabe.lg.jp/>)でお知らせします。

試 験 内 容	
一般教養試験	公務員として必要な一般知識及び教養についての筆記試験(社会、人文に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能)択一式。試験時間120分。試験問題は学歴別。
SPI3試験	言語及び非言語に関する能力検査 試験時間70分
作文試験	文章表現力、課題に対する理解力、文章構成力等についての試験 原稿用紙800字以内、試験時間45分
体力測定 (消防職員のみ)	体力診断テスト(握力、長座体前屈、反復横とび等) 運動適正テスト(立ち幅とび、上体起こし、20mシャトルラン等)
面接試験	人物評価

3 受験申込方法

○オンラインによる申込

申込方法	*綾部市ホームページの「令和6年度綾部市職員採用試験申込フォーム(第1回一般試験)」から申し込んでください。 https://logoform.jp/form/39Fi/593672 *右記の二次元バーコードからスマートフォンでも申し込み可能です。 
受付期間	*<u>令和6年5月24日(金)午前8時30分～6月20日(木)午後5時15分</u> *受付期間内に申し込みデータを受信完了したものに限り受け付けます。 *メンテナンス等により申込フォームが運用休止等となる場合がありますので、余裕をもって申し込みをしてください。 *使用されるパソコンやスマートフォンの通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

注意事項	*申し込みが完了すると、受付完了メールが自動送信されます。 *申し込み完了メールは「no-reply@logoform.jp」から届くため、あらかじめ迷惑メール設定を解除、もしくは受信設定をしてください。 *申込完了メールが届かない場合は、職員課まで連絡してください。
当日受付	第1次試験当日の受付時に、申込完了メールを確認しますので、スマートフォン等でメール画面を呈示するか、メール本文を印刷の上、持参してください。

○郵送又は持参による申込

申込書	*綾部市ホームページ(http://www.city.ayabe.lg.jp/)から採用試験申込書をダウンロードしてください。 *必ずA4版サイズ、両面印刷してください。 *ダウンロードできない場合、申込書は職員課窓口にも置いています。
申込方法	申込書に必要事項を記入の上、最近6か月以内に撮影した本人の写真(上半身、無帽、正面向き)を貼付し、下記申込先へ郵送又は持参してください。 *郵送の場合は、<u>必ず簡易書留郵便とし、封筒の表に「採用試験申込書在中」と朱書きしてください。</u> 【申込先】〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 綾部市市長公室職員課職員・人事担当
受付期間	*令和6年5月24日(金)～6月20日(木) *持参の場合：土曜日・日曜日・休日を除きます。 受付時間は午前8時30分～午後5時15分です。 *郵送の場合：6月20日(木)午後5時15分までに到着したものに限り受け付けます。
受験票	申込書受付後、申込書に記載されたメールアドレスに受験票を送付しますので、受験票を印刷の上、第1次試験当日に持参してください。 *受験票は「shokuin@city.ayabe.lg.jp」から届くため、あらかじめ迷惑メール設定を解除、もしくは受信設定をしてください。 *受験票が7月5日(金)までに届かない場合は、職員課まで連絡してください。

○その他

身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。
試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

4 合格発表

(1)第1次合格発表 令和6年7月29日(月)午前10時

綾部市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者の方にはメールにて第2次試験の案内を通知しますので、必ず内容を確認してください。

○綾部市ホームページ(掲載期間：令和6年8月4日(日)午前10時まで)

<http://www.city.ayabe.lg.jp/> ※電話等による可否の問い合わせには応じられません。

(2)第2次合格発表 令和6年8月中旬(予定) 受験者本人にメールで通知します。

(3)最終合格発表 令和6年9月上旬(予定) 受験者本人にメールで通知します。



5 合格から採用まで

- (1)この試験の最終合格者は、「令和6年度・令和7年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載され、原則として令和7年4月1日に採用されますが、すでに基準学歴の学校を卒業されている場合は、令和6年度中の採用になる場合があります。なお、「令和6年度・令和7年度綾部市職員採用候補者名簿」は、令和8年3月31日まで有効です。
- (2)社会福祉士及び保健師合格者で、免許及び資格取得見込みでこの採用試験に合格した方が、令和7年3月末日までに資格が取得できなかった場合は、採用される資格を失います。
- (3)最終合格者は、採用予定人数に辞退者を見込んだ人数に加えて、欠員等の状況に応じて採用される人（採用待機者）を含みます。
- (4)最近では、最終合格者は本人の帰責による場合等を除いて全員採用されていますが、補欠合格者は、欠員等の状況に応じて採用を決定するため、必ずしも採用されるとは限りません。

消防職員として採用されると、消防学校で約半年間の研修を受けます。府内の他の消防本部の仲間とともに、寝食をともにしながら、消防士に必要な知識と教養を学び、災害現場で対応できる気力と体力を身に付けるための訓練等を行います。

また、消防学校卒業後は緊急時に対応するため、原則として綾部市内に居住することが必要となります。

6 給与、福利厚生等

（令和6年4月1日現在）

区 分	大学の新卒者	短期大学の新卒者
初任給 (月額)	196,200円	179,100円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
- ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
- ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
- ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

7 試験結果の開示

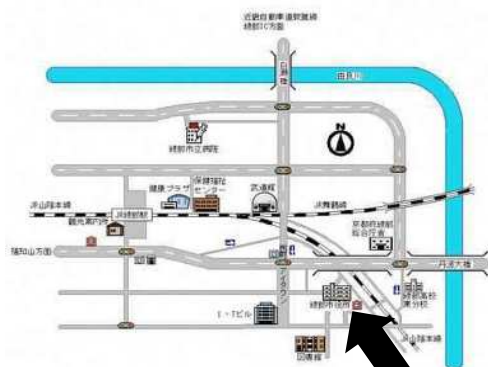
この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証等）を持参の上、直接お越しください。

試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
開示請求できる者	不合格者		
開示内容	第1次試験の順位及び総合得点	第2次試験の順位及び総合得点	第3次試験の順位及び総合得点
開示期間	各合格発表の日（通知日）から1か月間（ただし、土、日曜日及び休日を除く。）		
開示場所等	綾部市役所本庁舎2階（市長公室職員課） 午前8時30分（開示期間の初日は午前10時）から午後5時15分まで		

試験会場（綾部市役所）案内図

* 試験会場は駐車場に限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。



綾部市役所

【徒歩の場合】

JR綾部駅より約15分

【あやバスの場合】

JR綾部駅よりあやバス

志賀南北線「市役所前」下車すぐ。

または、あやバス上林線、

志賀南北線、東西線、西坂線、

篠田桜が丘線、黒谷線、西八田線、

紫水ヶ丘公園線

「西町二丁目」下車、徒歩約4分



■問い合わせ先■

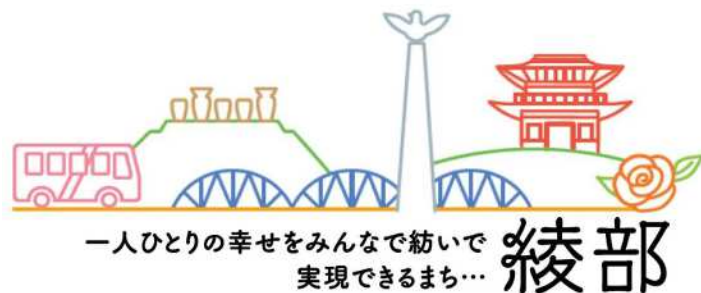
〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当

Tel 0773-42-4228





令和6年度 綾部市職員採用試験<<第2回社会人経験枠>>

あなたのその『経験』活かしてください!

■ 募 集 職 種

事務職員・社会福祉士・保健師・
土木技師・建築技師・消防職員

■ 受 付 期 間

令和6年5月24日（金）～令和6年6月20日（木）

■ 採用予定日

令和7年4月1日



1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
事務職員	若干名	平成元年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校及び高等学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業した後、民間企業等に通算して3年以上勤務した経験を有する方	一般事務に従事
社会福祉士	若干名	平成元年4月2日以降に生まれた方で、社会福祉士の資格を有する方のうち、通算して3年以上社会福祉士の職務経験を有する方	支援業務に従事
保健師	若干名	平成元年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方のうち通算して3年以上保健師業務の職務経験を有する方	保健関係業務に従事
土木技師	若干名	平成元年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方(学歴は問わない。)のうち通算して3年以上土木関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方	土木関係業務に従事
建築技師	若干名	(1)平成元年4月2日以降に生まれた方で、建築士(1級又は2級)の免許を有する方のうち民間企業等に通算して3年以上勤務した経験のある方 (2)平成元年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方(学歴は問わない。)のうち通算して3年以上建築関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方	建築関係業務に従事
消防職員	若干名	平成元年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校及び高等学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業した後、民間企業等に通算して3年以上勤務した経験を有する方	消防・救急業務に従事

<職務経験について(全職種共通)>

民間企業等における職務経験には、民間企業の従業員、公務員、自営業者等として就業していた期間が該当します。ただし、以下の点に注意してください。

- ①「通算3年以上の職務経験」とは、令和6年3月31日までに、週30時間以上の勤務実績が通算で3年以上であることを要します。なお、休業等(1ヶ月以上の病欠休暇、育児休業)の期間は、勤務実績として通算できません。
- ②職務経験が複数期間の場合は、通算できます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれか一の職歴に限ります。
- ③設計又は施工管理の経験とは、土木又は建築構造物の築造・改修工事についての設計や、監理技術者、現場代理人等としての施工管理経験が該当します。

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条(抄) ～

- (1)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2)当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

～ 綾部市の求める人物像 ～

“一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち・・・綾部”を目指し、綾部市職員として基本的な心構えと、常に市民の目線に立って熱意を持って職務に取り組める人材を求めています。

- (1)人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2)市民から信頼される職員
- (3)組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4)時代の変化に対応できる職員

2 試験の内容、日時及び場所

区 分	試験内容	日 時	場 所
第1次試験	SPI3試験	令和6年7月14日(日) 午前9時30分(受付:午前9時から)	綾部市役所
第2次試験	作文試験 面接試験 体力測定(消防職員)	令和6年8月4日(日)	
第3次試験	面接試験	令和6年8月24日(土)	

※ 自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。その場合は、綾部市ホームページ(<http://www.city.ayabe.lg.jp/>)でお知らせします。

試 験 内 容	
SPI3試験	言語及び非言語に関する能力検査 試験時間70分
作文試験	文章表現力、課題に対する理解力、文章構成力等についての試験 原稿用紙800字以内、試験時間45分
体力測定 (消防職員のみ)	体力診断テスト(握力、長座体前屈、反復横とび等) 運動適正テスト(立ち幅とび、上体起こし、20mシャトルラン等)
面接試験	人物評価

3 受験申込方法

○オンラインによる申込

申込方法	*綾部市ホームページの「令和6年度綾部市職員採用試験申込フォーム（第2回社会人経験枠）」から申し込んでください。 https://logoform.jp/form/39Fi/593344 *右記の二次元バーコードからスマートフォンでも申し込み可能です。	
受付期間	*令和6年5月24日(金)午前8時30分～6月20日(木)午後5時15分 *受付期間内に申し込みデータを受信完了したものに限り受け付けます。 *メンテナンス等により申込フォームが運用休止等となる場合がありますので、余裕をもって申し込みをしてください。 *使用されるパソコンやスマートフォンの通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。	
注意事項	*申し込みが完了すると、受付完了メールが自動送信されます。 *申し込み完了メールは「no-reply@logoform.jp」から届くため、あらかじめ迷惑メール設定を解除、もしくは受信設定をしてください。 *申込完了メールが届かない場合は、職員課まで連絡してください。	
当日受付	第1次試験当日の受付時に、申込完了メールを確認しますので、スマートフォン等でメール画面を呈示するか、メール本文を印刷の上、持参してください。	

○郵送又は持参による申込

申込書	*綾部市ホームページ(http://www.city.ayabe.lg.jp/)から採用試験申込書をダウンロードしてください。 *必ずA4版サイズ、両面印刷してください。 *ダウンロードできない場合、申込書は職員課窓口にも置いています。	
申込方法	申込書に必要事項を記入の上、最近6か月以内に撮影した本人の写真(上半身、無帽、正面向き)を貼付し、下記申込先へ郵送又は持参してください。 *郵送の場合は、<u>必ず簡易書留郵便とし、封筒の表に「採用試験申込書在中」と朱書きしてください。</u> 【申込先】〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 綾部市市長公室職員課職員・人事担当	
受付期間	*令和6年5月24日(金)～6月20日(木) *持参の場合：土曜日・日曜日・休日を除きます。 受付時間は午前8時30分～午後5時15分です。 *郵送の場合：6月20日(木)午後5時15分までに到着したものに限り受け付けます。	
受験票	申込書受付後、申込書に記載されたメールアドレスに受験票を送付しますので、受験票を印刷の上、第1次試験当日に持参してください。 *受験票は「shokuin@city.ayabe.lg.jp」から届くため、あらかじめ迷惑メール設定を解除、もしくは受信設定をしてください。 *受験票が7月5日(金)までに届かない場合は、職員課まで連絡してください。	

○その他

身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。
 試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

4 合格発表

(1)第1次合格発表 令和6年7月29日(月)午前10時

綾部市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者の方にはメールにて第2次試験の案内を通知しますので、必ず内容を確認してください。

○綾部市ホームページ(掲載期間:令和6年8月4日(日)午前10時まで)

<http://www.city.ayabe.lg.jp/> ※電話等による可否の問い合わせには応じられません。

(2)第2次合格発表 令和6年8月中旬(予定) 受験者本人にメールで通知します。

(3)最終合格発表 令和6年9月上旬(予定) 受験者本人にメールで通知します。



5 合格から採用まで

(1)この試験の最終合格者は、「令和6年度・令和7年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載され、原則として令和7年4月1日に採用されますが、すでに基準学歴の学校を卒業されている場合は、令和6年度中の採用になる場合があります。なお、「令和6年度・令和7年度綾部市職員採用候補者名簿」は、令和8年3月31日まで有効です。

(2)社会福祉士及び保健師合格者で、免許及び資格取得見込みでこの採用試験に合格した方が、令和7年3月末日までに資格が取得できなかった場合は、採用される資格を失います。

(3)最終合格者は、採用予定人数に辞退者を見込んだ人数に加えて、欠員等の状況に応じて採用される人(採用待機者)を含みます。

(4)最近では、最終合格者は本人の帰責による場合等を除いて全員採用されていますが、補欠合格者は、欠員等の状況に応じて採用を決定するため、必ずしも採用されるとは限りません。

消防職員として採用されると、消防学校で約半年間の研修を受けます。府内の他の消防本部の仲間とともに、寝食をともにしながら、消防士に必要な知識と教養を学び、災害現場で対応できる気力と体力を身に付けるための訓練等を行います。

また、消防学校卒業後は緊急時に対応するため、原則として綾部市内に居住することが必要となります。

6 給与、福利厚生等

(令和6年4月1日現在)

区 分	大学の新卒者	大卒32歳 (職務経験10年)
初任給 (月額)	196,200円	278,700円

※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。

※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。

※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。

※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。

※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

7 試験結果の開示

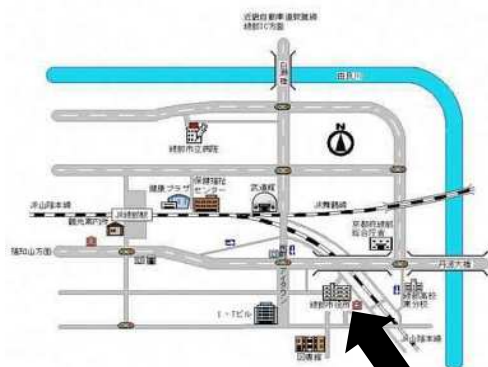
この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証等）を持参の上、直接お越しください。

試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
開示請求できる者	不合格者		
開示内容	第1次試験の順位及び総合得点	第2次試験の順位及び総合得点	第3次試験の順位及び総合得点
開示期間	各合格発表の日（通知日）から1か月間（ただし、土、日曜日及び休日を除く。）		
開示場所等	綾部市役所本庁舎2階（市長公室職員課） 午前8時30分（開示期間の初日は午前10時）から午後5時15分まで		

試験会場（綾部市役所）案内図

* 試験会場は駐車場に限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。



綾部市役所

【徒歩の場合】

JR綾部駅より約15分

【あやバスの場合】

JR綾部駅よりあやバス

志賀南北線「市役所前」下車すぐ。

または、あやバス上林線、

志賀南北線、東西線、西坂線、

篠田桜が丘線、黒谷線、西八田線、

紫水ヶ丘公園線

「西町二丁目」下車、徒歩約4分



■問い合わせ先■

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当

Tel 0773-42-4228



綾部市公告第 6 4 号

林地崩壊防止事業、林地崩壊防止工事（西方町長岡地区）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 6 年 5 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 6 2 4 号
- (2) 工 事 名 林地崩壊防止工事（西方町長岡地区）
- (3) 工事場所 綾部市西方町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 山腹工 $A = 0.02 \text{ ha}$
 土留工 $L = 18 \text{ m}$
 伏工 $A = 182.4 \text{ m}^2$
 水路工 $L = 17.4 \text{ m}$
- (5) 予定工期 令和 6 年 6 月 2 5 日から
 令和 6 年 1 2 月 2 1 日まで（180 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 6 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の A 1 等級又は A 等級で登録されており、令和 6 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評価が 6 0 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
 電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式— 1）とともに「一

般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3) を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 令和6年5月27日(月) 午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は630円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 令和6年5月30日(木) 午前9時から午後6時まで
令和6年5月31日(金) 午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で5月30日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年6月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和6年6月6日(木) から
令和6年6月7日(金) 正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和6年6月10日(月) 午後5時までに京都府入札情報公開システ

ムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和6年6月14日（金）午前9時から午後6時まで
令和6年6月17日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月14日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年6月18日（火）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式-2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住所

氏 名 (印)

電話 番 号

F A X 番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

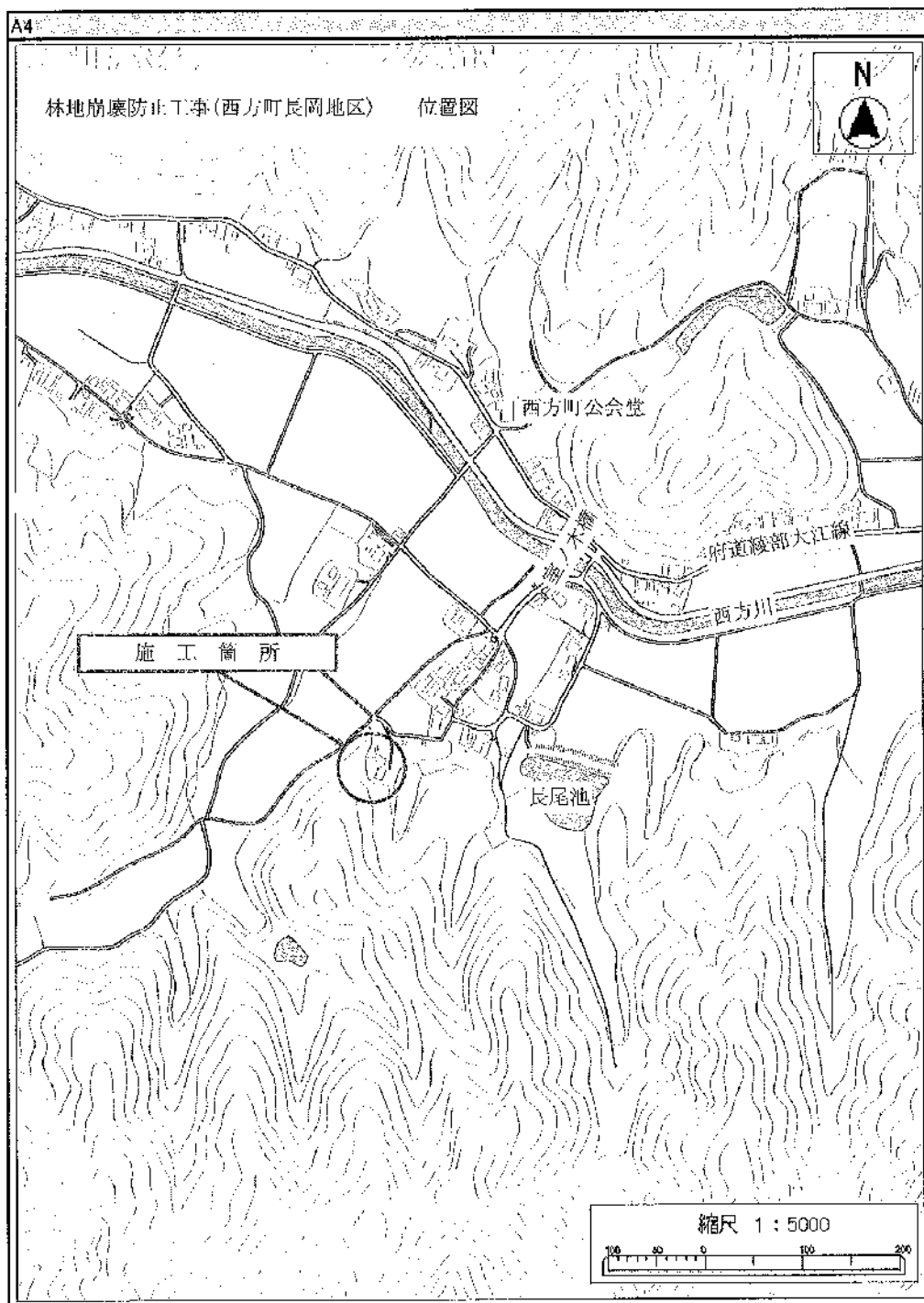
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 6 5 号

あやべ観光案内所改修事業、あやべ観光案内所屋根・外壁改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 6 年 5 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 6 2 5 号 |
| (2) 工 事 名 | あやべ観光案内所屋根・外壁改修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市駅前通（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 屋根改修工事 1 8 5 m ²
外壁改修工事 1 6 2 m ² |
| (5) 予定工期 | 令和 6 年 6 月 2 5 日から
令和 6 年 1 0 月 2 2 日まで（1 2 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 6 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事の B 等級で登録されており、令和 6 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評価が 6 0 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 令和6年5月27日(月) 午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は240円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 令和6年5月30日(木) 午前9時から午後6時まで
令和6年5月31日(金) 午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で5月30日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年6月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和6年6月6日(木) から
令和6年6月7日(金) 正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和6年6月10日(月) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行

いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和6年6月14日（金）午前9時から午後6時まで
令和6年6月17日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月14日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年6月18日（火）午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1

綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

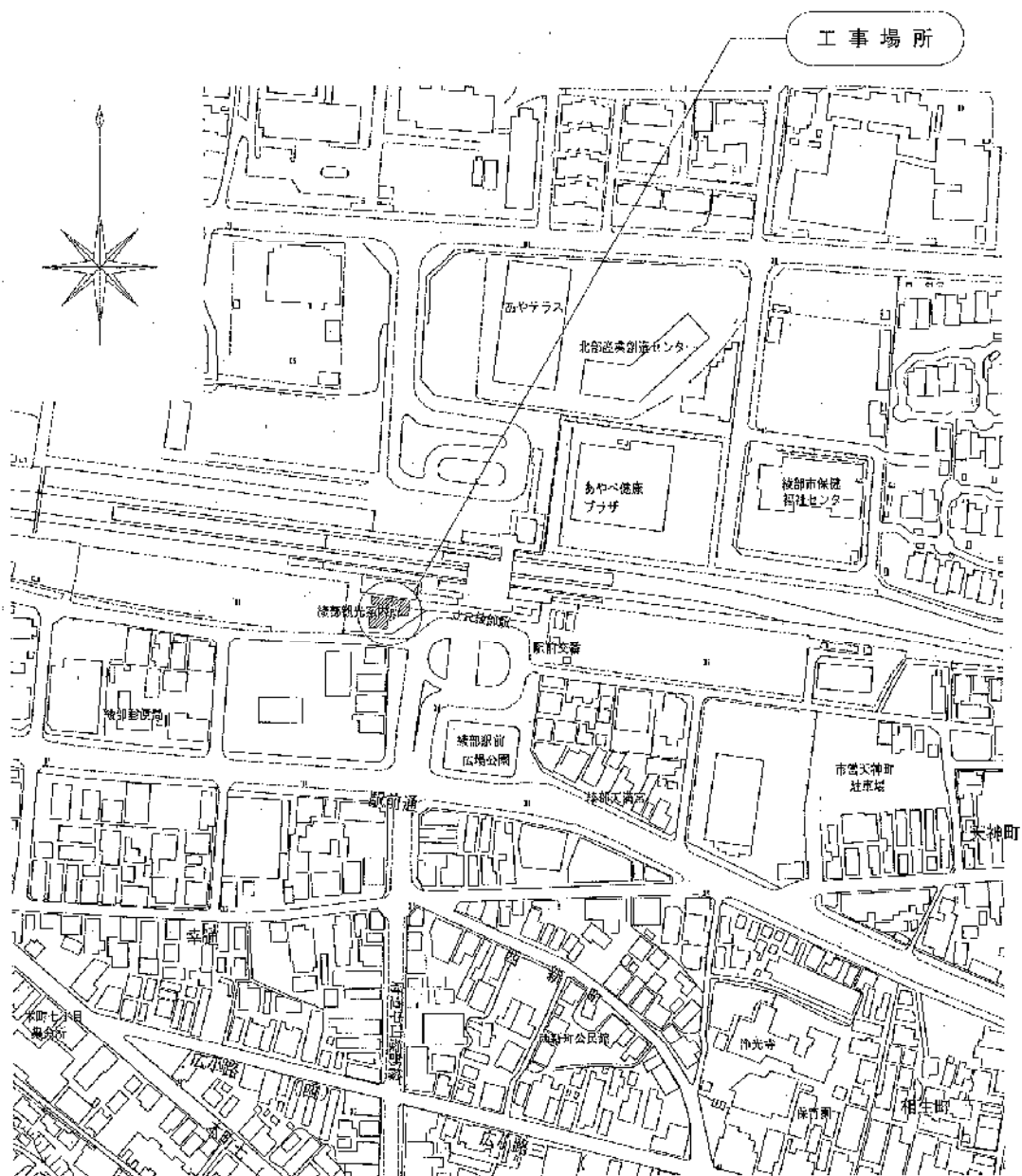
2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が8,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が8,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が8,000万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が8,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



あやべ観光案内所屋根・外壁改修工事

綾部市公告第 6 6 号

空調設備整備事業(中学校)、中学校空調設備整備工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 6 年 5 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 6 2 6 号 |
| (2) 工 事 名 | 中学校空調設備整備工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市宮代町外 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | 美術室空調機整備
綾部中学校 天吊形 2 組
八田中学校 天吊形 3 組
給食棟空調機更新
何北中学校 天吊形厨房用 1 組 |
| (5) 予定工期 | 令和 6 年 6 月 2 5 日から
令和 6 年 9 月 2 2 日まで (9 0 日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 6 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事の A 等級又は B 等級で登録されており、令和 6 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式―1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式―2）2部を監理課へ持参により提出すること。

（2）配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式―3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

①期間 令和6年5月27日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は480円です。

（2）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年5月30日（木）午前9時から午後6時まで

令和6年5月31日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で5月30日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

（1）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年6月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年6月6日（木）から

令和6年6月7日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 令和6年6月10日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

- ①日時 令和6年6月14日（金）午前9時から午後6時まで
令和6年6月17日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出6月14日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

令和6年6月18日（火）午前10時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1

綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式-2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住所

氏 名 (印)

電話 番 号

F A X 番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

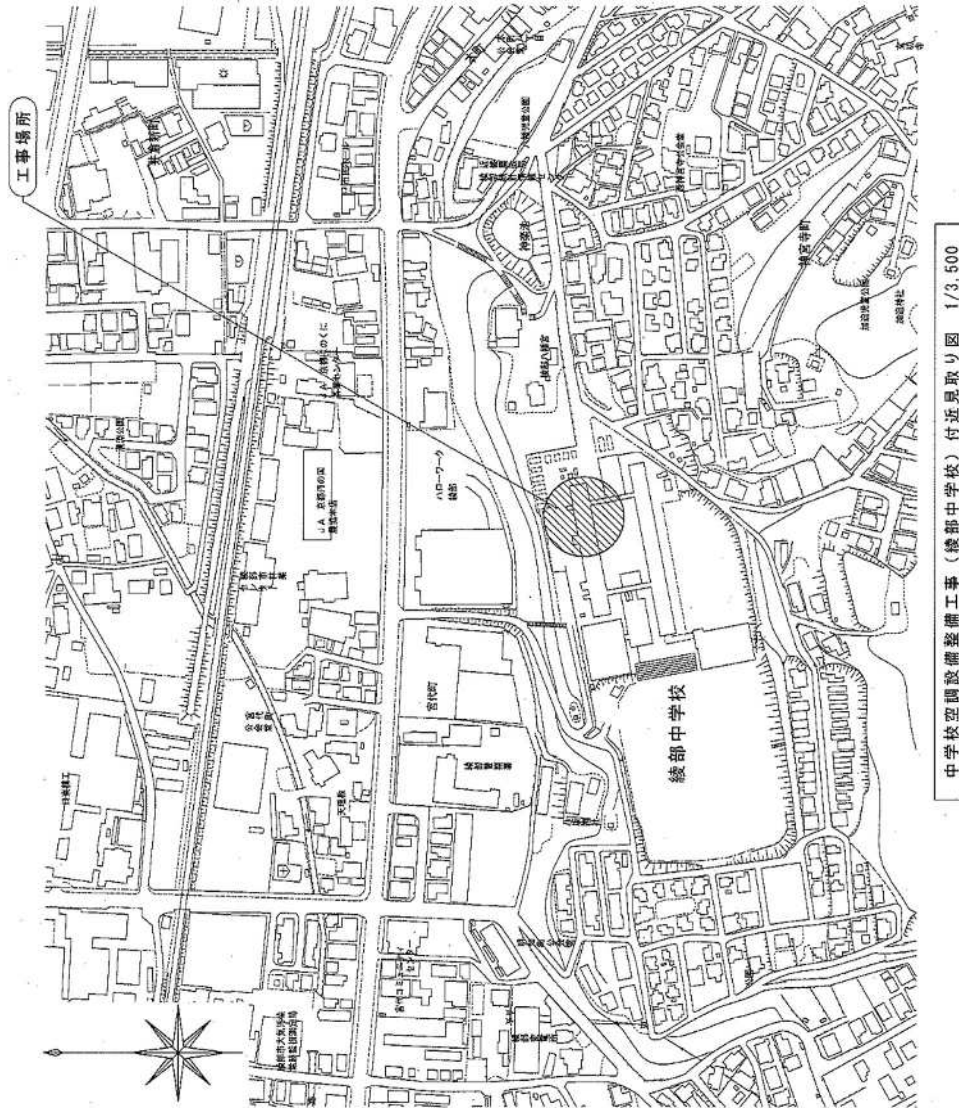
2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

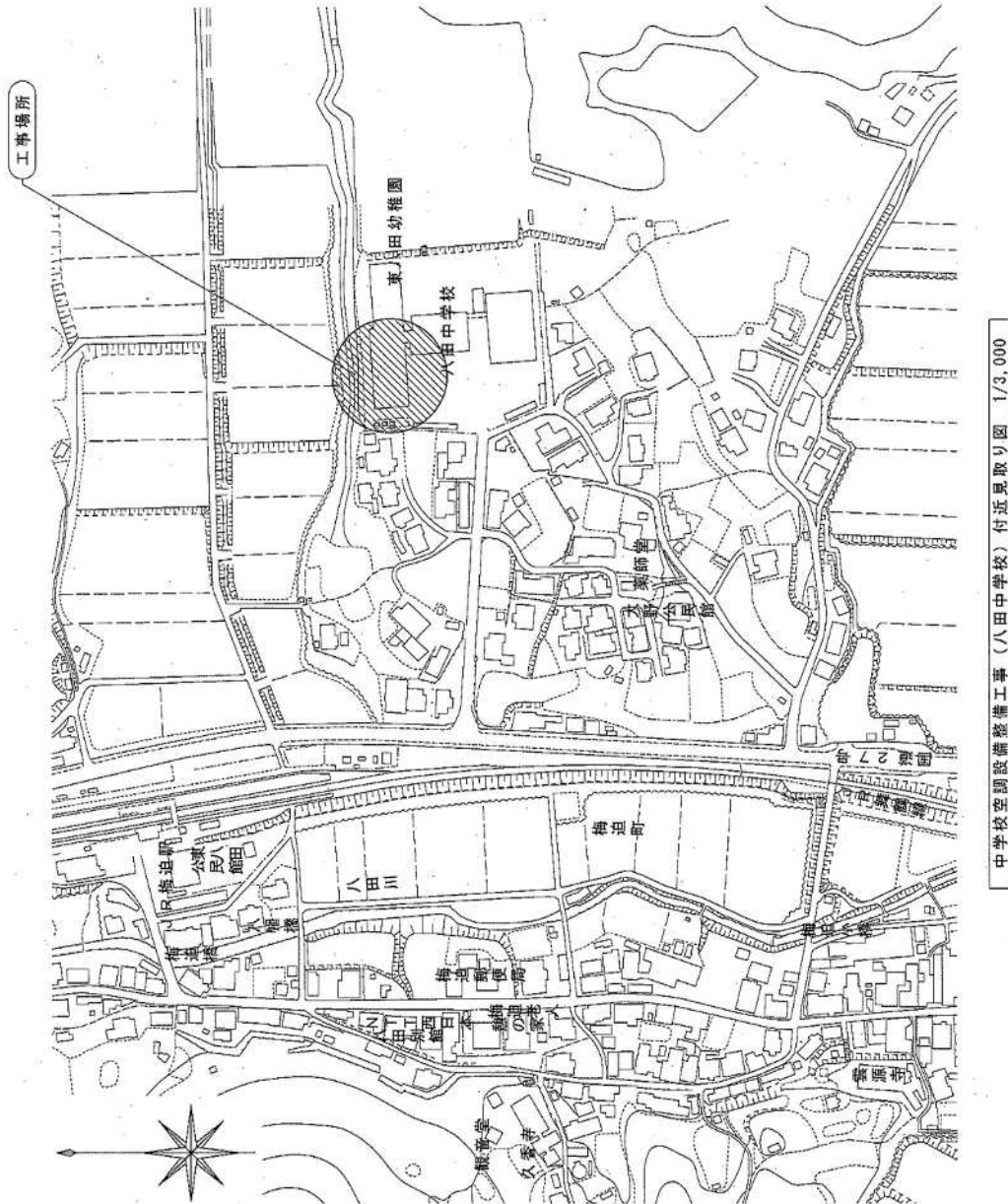
3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

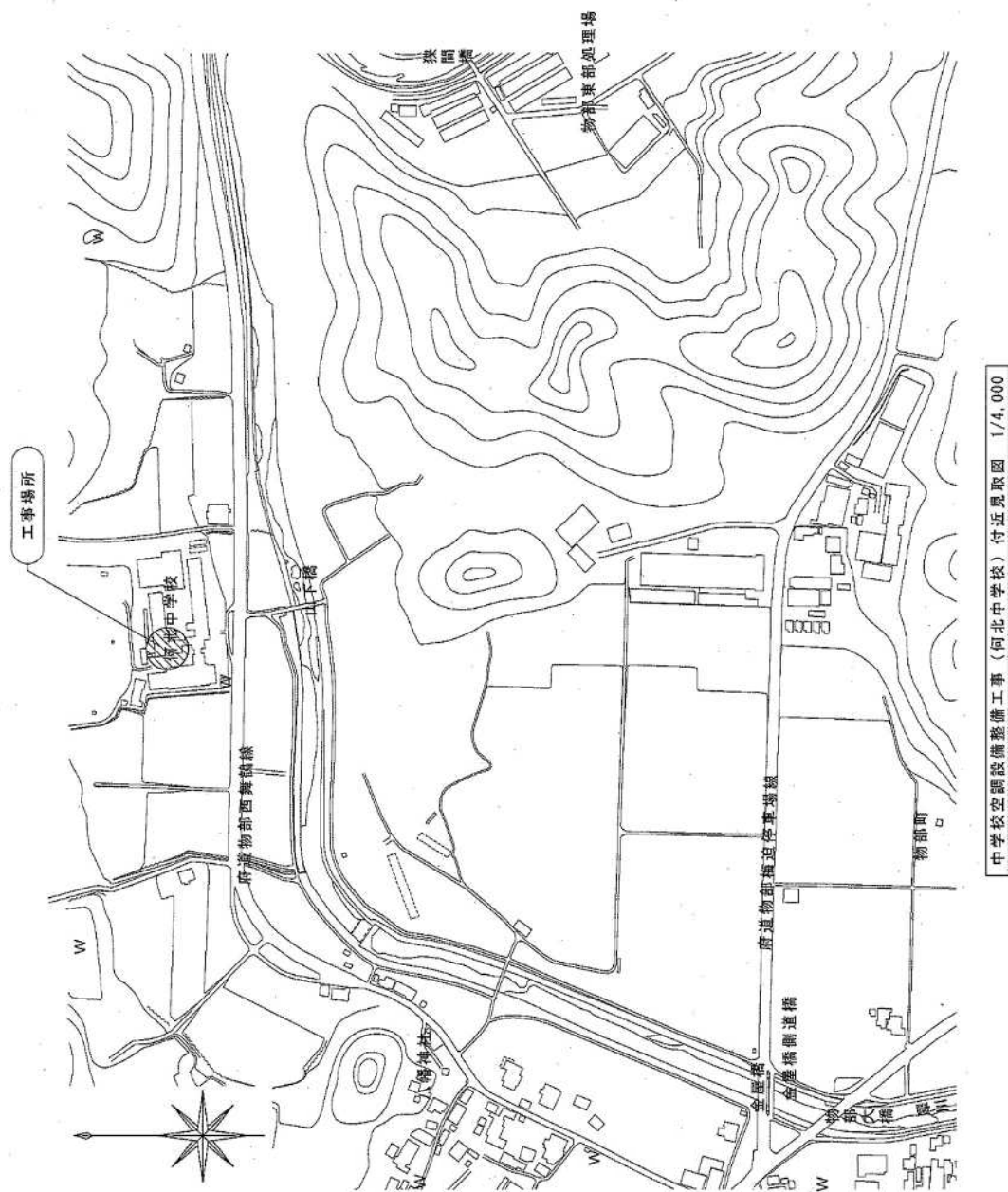
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



中学校空間設備整備工事（綾部中学校）付近見取り図 1/3,500



中学校空調設備整備工事（八田中学校）付近図 1/3,000



綾部市公告第 6 7 号

空調設備整備事業(小学校)、小学校空調設備改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 6 年 5 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 6 2 7 号 |
| (2) 工 事 名 | 小学校空調設備改修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市上野町外 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | 給食棟空調機更新 |
| | 綾部小学校 天吊形厨房用 2 組 |
| | ルームエアコン 1 組 |
| | 西八田小学校 天吊形厨房用 2 組 |
| | 物部小学校 天吊形厨房用 1 組 |
| (5) 予定工期 | 令和 6 年 6 月 2 5 日から
令和 6 年 9 月 2 2 日まで (9 0 日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 6 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事の A 等級、B 等級、C 等級のいずれかで登録されており、令和 6 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式―1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式―2）2部を監理課へ持参により提出すること。

（2）配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式―3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

- ①期間 令和6年5月27日（月）午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は300円です。

（2）入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 令和6年5月30日（木）午前9時から午後6時まで
令和6年5月31日（金）午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で5月30日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- （1）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年6月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- （2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和6年6月6日（木）から
令和6年6月7日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和6年6月10日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

- ①日時 令和6年6月14日（金）午前9時から午後6時まで
令和6年6月17日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月14日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

令和6年6月18日（火）午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1

綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式-2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住所

氏 名 (印)

電話 番 号

FAX 番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

2) 主任技術者

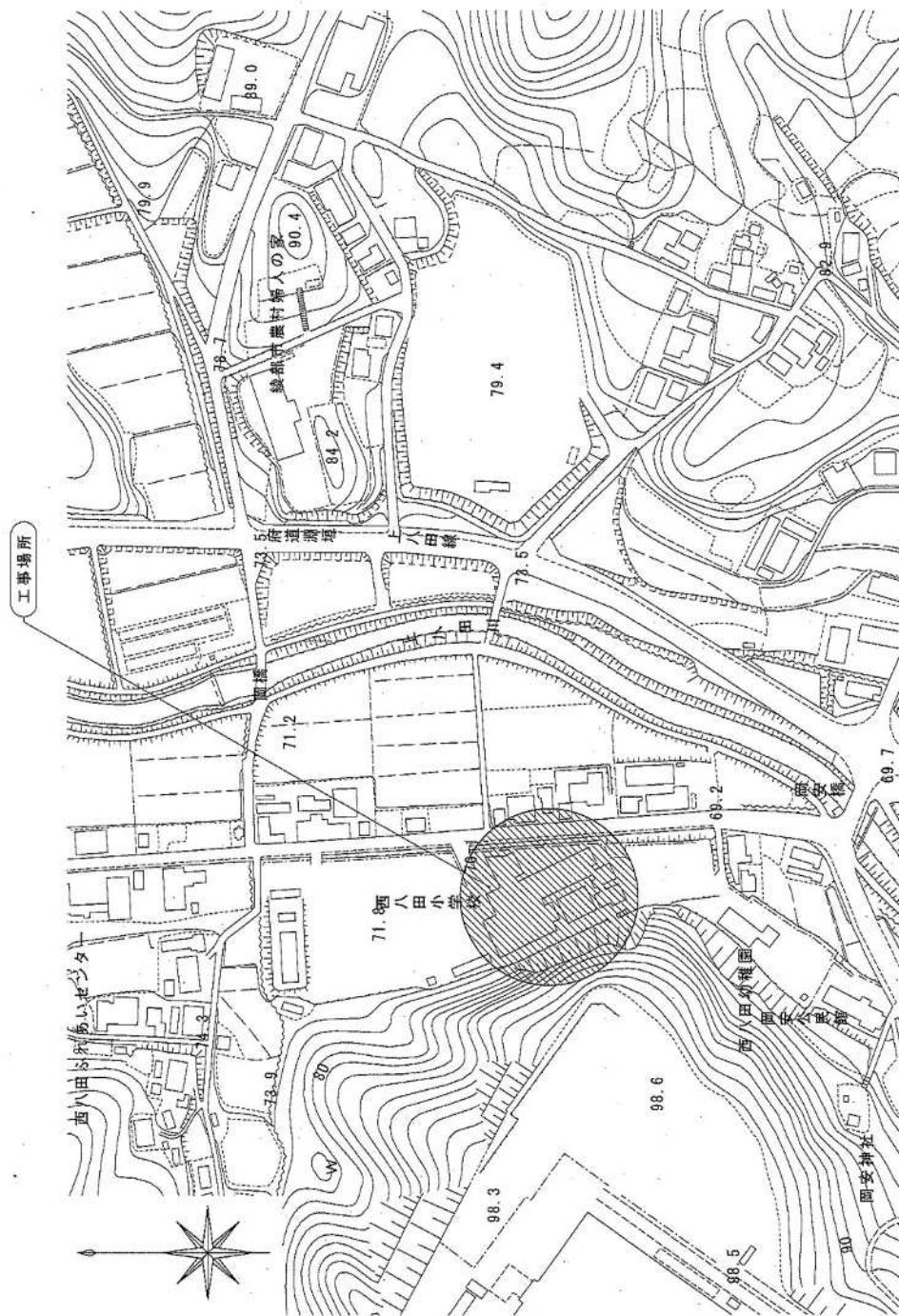
- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

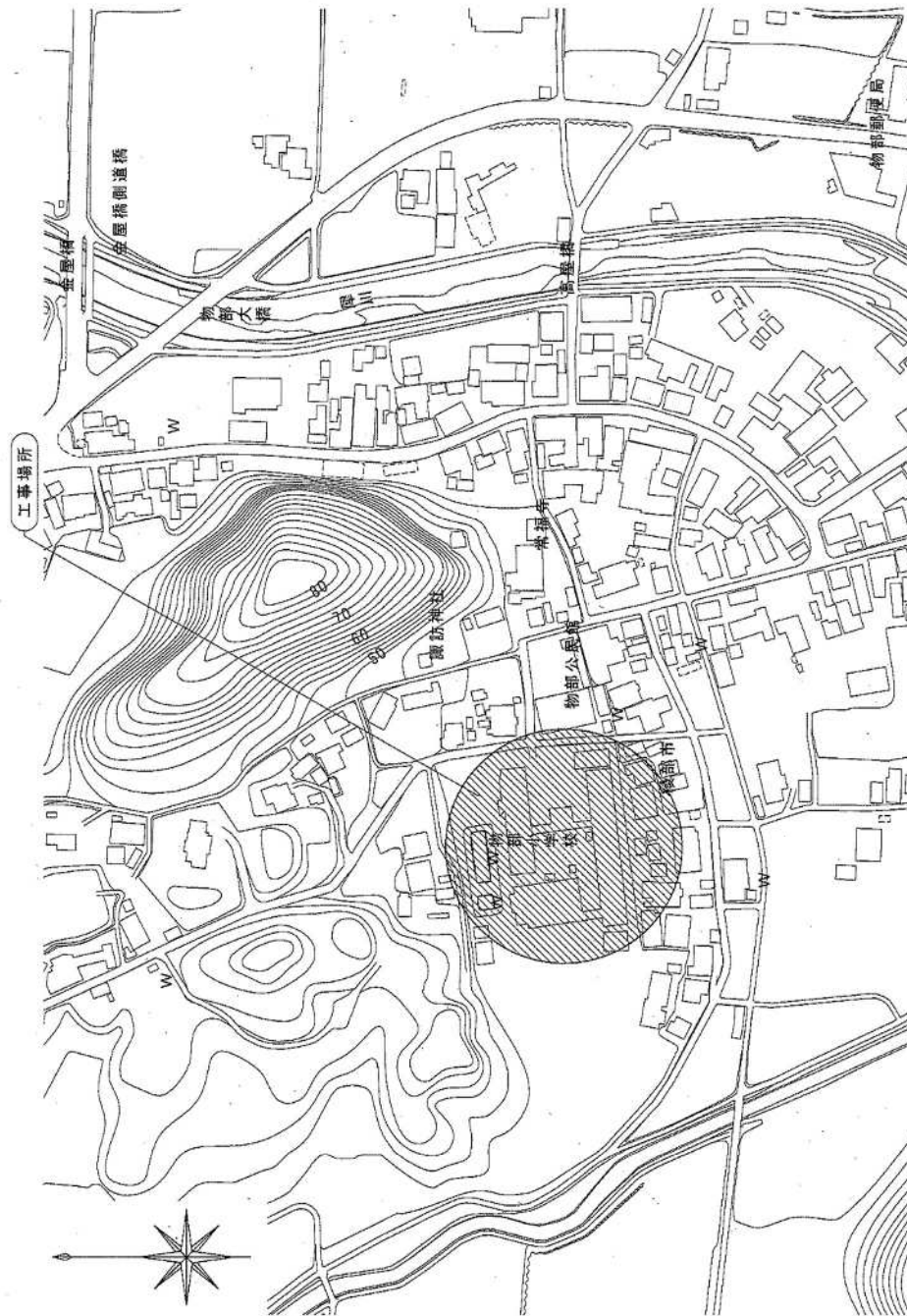
- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。





小学校空調設備改修工事（西八田小学校）付近見取り図 1/2,500



小学校空調設備改修工事（物部小学校）付近取り図 1/2,500

綾部市公告第 6 8 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 6 年 5 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 6 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定により、次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について公告を求める旨の申請があったことについて、当該申請を相当と認めましたので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者です。

令和 6 年 5 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

（1）名称

下村自治会

（2）区域

綾部市於与岐町カミヤ・下ノフ・キトバ・ゆり・谷ヶ市・ノテ・田和・トノ坂地域までの区域

（3）主たる事務所の所在地

綾部市於与岐町字ノテ 1 3 番地の 2

2 申請不動産に関する事項

・土地

番号	地目	面積	所在地
①	山林	1 6 1 平方メートル	綾部市於与岐町岡 5 9 番 1
②	保安林	2 2 8 9 2 平方メートル	綾部市於与岐町岡 6 0 番 7
③	保安林	3 6 5 9 平方メートル	綾部市於与岐町岡 6 0 番 8
④	田	2 1 4 平方メートル	綾部市於与岐町コロツ子 7 番 1
⑤	田	3 4 0 平方メートル	綾部市於与岐町コロツ子 7 番 2
⑥	田	2 5 4 平方メートル	綾部市於与岐町コロツ子 9 番 1
⑦	田	9 9 平方メートル	綾部市於与岐町コロツ子 9 番 3
⑧	田	1 7 8 平方メートル	綾部市於与岐町コロツ子 3 番乙
⑨	山林	5 6 8 平方メートル	綾部市於与岐町岡 3 6 番

⑩	山林	2 6 4 平方メートル	綾部市於与岐町岡 4 0 番
⑪	山林	1 4 9 4 2 平方メートル	綾部市於与岐町段 8 0 2 8 番
⑫	山林	2 6 8 7 6 平方メートル	綾部市於与岐町段 8 0 2 9 番
⑬	山林	1 6 1 9 8 平方メートル	綾部市於与岐町猪奥 8 0 3 6 番
⑭	原野	3 3 0 平方メートル	綾部市於与岐町キトバ 2 6 番丙
⑮	山林	6 8 0 平方メートル	綾部市於与岐町田和 8 0 1 4 番
⑯	保安林	4 3 6 平方メートル	綾部市於与岐町仲山口 1 番 1
⑰	原野	6 6 1 平方メートル	綾部市於与岐町コロツ子 7 番乙

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名及び住所

① 綾部市於与岐町岡 5 9 番 1

氏 名 吉田幸右衛門
住 所 記載なし

氏 名 吉崎嘉左衛門
住 所 記載なし

② 綾部市於与岐町岡 6 0 番 7

氏 名 吉田正治
住 所 京都府綾部市於与岐町ユリ 2 5 番地

氏 名 吉崎満夫
住 所 京都府綾部市於与岐町谷 1 7 番地

③ 綾部市於与岐町岡 6 0 番 8

氏 名 吉田正治
住 所 京都府綾部市於与岐町ユリ 2 5 番地

氏 名 吉崎満夫
住 所 京都府綾部市於与岐町谷 1 7 番地

④ 綾部市於与岐町コロツ子 7 番 1

氏 名 吉崎弥市
住 所 京都府何鹿郡東八田村大字於与岐小字段 2 0 番地

氏 名 吉田源右衛門
住 所 京都府何鹿郡東八田村大字於与岐小字トノ坂 8 番地

⑤ 綾部市於与岐町コロツ子 7 番 2

氏 名 吉崎弥市
住 所 京都府何鹿郡東八田村大字於与岐小字段 2 0 番地

氏 名 吉田源右衛門
住 所 京都府何鹿郡東八田村大字於与岐小字トノ坂 8 番地

⑥ 綾部市於与岐町コロツ子 9 番 1

氏 名 吉崎弥市
住 所 京都府何鹿郡東八田村大字於与岐小字段 2 0 番地

氏 名 吉田源右衛門
住 所 京都府何鹿郡東八田村大字於与岐小字トノ坂 8 番地

⑦ 綾部市於与岐町コロツ子 9 番 3

氏 名 吉崎弥市
住 所 京都府何鹿郡東八田村大字於与岐小字段 2 0 番地

氏 名 吉田源右衛門
住 所 京都府何鹿郡東八田村大字於与岐小字トノ坂 8 番地

⑧ 綾部市於与岐町コロツ子 3 番乙

氏 名 吉田辨吉
住 所 京都府何鹿郡東八田村字於与岐 1 7 番戸

氏 名 西村彌
住 所 京都府舞鶴市字伊佐津 1 0 3 番地

⑨ 綾部市於与岐町岡 3 6 番

氏 名 吉田正治
住 所 京都府綾部市於与岐町ユリ 2 5 番地

氏 名 吉崎満夫
住 所 京都府綾部市於与岐町谷 1 7 番地

⑩ 綾部市於与岐町岡 4 0 番

氏 名 吉田正治
住 所 京都府綾部市於与岐町ユリ 2 5 番地

氏 名 吉崎満夫
住 所 京都府綾部市於与岐町谷 1 7 番地

⑪ 綾部市於与岐町段 8 0 2 8 番

氏 名 吉崎太市郎
住 所 京都府何鹿郡東八田村字於与岐 4 1 番地

氏 名 吉崎亀吉
住 所 京都府何鹿郡東八田村字於与岐 2 6 番戸

⑫ 綾部市於与岐町段 8 0 2 9 番

氏 名 吉田幸右衛門
住 所 京都府何鹿郡東八田村字於与岐 7 番戸

氏 名 吉崎豊助
住 所 京都府何鹿郡東八田村字於与岐 1 3 番戸

⑬ 綾部市於与岐町猪奥 8 0 3 6 番

氏 名 吉田石藏
住 所 京都府何鹿郡東八田村大字於與岐小字田和 8 5 番地

氏 名 吉崎勝二
住 所 京都府綾部市於與岐町田和 1 8 番地

⑭ 綾部市於与岐町キトバ26番丙

氏 名 吉田初二
住 所 京都府綾部市於与岐町殿7番・18番合地

氏 名 吉田輝義
住 所 京都府綾部市於与岐町下のふ1番地の1

⑮ 綾部市於与岐町田和8014番

氏 名 吉田幸右衛門
住 所 京都府何鹿郡東八田村字於與岐7番戸

氏 名 吉崎嘉左衛門
住 所 京都府何鹿郡東八田村字於與岐18番戸

⑯ 綾部市於与岐町仲山口1番1

氏 名 吉田幸右衛門
住 所 京都府何鹿郡東八田村字於与岐7番戸

氏 名 吉崎勝二
住 所 京都府何鹿郡東八田村大字於与岐小字田和18番地

⑰ 綾部市於与岐町コロツ子7番乙

氏 名 吉崎弥市
住 所 京都府何鹿郡東八田村大字於与岐小字段20番地

氏 名 吉田源右衛門
住 所 京都府何鹿郡東八田村大字於与岐小字トノ坂8番地

3 公告期間

令和6年5月30日から令和6年8月30日まで

4 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて、綾部市市民環境部市民協働課に提出してください。

綾部市公告第 7 0 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 6 年 5 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 7 1 号

綾部市下水道排水設備指定業者規程第 1 3 条第 1 項第 4 号に基づく指定業者を次により公表します。

令和 6 年 5 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 異動により指定内容の一部を変更する業者

事 業 所 名	代表者氏名	所 在 地	変 更 日
株式会社 西口建設	沼田 忠則	綾部市位田町野本 42 番地の 1	令和 6 年 5 月 3 1 日

綾部市下水道排水設備指定業者新規指定申請等

異動届の内容

	指定 番号	事 業 所 名	代 表 者 氏 名	所 在 地
変更後	173	株式会社 西口建設	沼田 忠則	綾部市位田町野本 42 番地の 1
変更前	173	株式会社 西口建設	大槻 信幸	綾部市味方町宮ノ前 53 番地の 3

令和6年 5月31日

綾部市下水道排水設備指定業者証

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市下水道排水設備指定業者規程第3条の規定により、下記のとおり
綾部市下水道排水設備指定業者として指定します。

指定（登録）番号	第 173 号
指 定 業 者 名 (商号)	株式会社 西口建設
営 業 所 所 在 地	綾部市位田町野本 42 番地の 1
代 表 者 氏 名	沼 田 忠 則
指 定 の 有 効 期 間	令和6年5月31日～令和6年12月31日

綾部市公告第 7 2 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 6 年 5 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市教育委員会告示第7号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和6年度第2回（5月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和6年5月22日

綾部市教育委員会

教育長 小林 治

- | | | |
|---|-----|----------------------|
| 1 | 日 時 | 令和6年5月27日（月）13時30分から |
| 2 | 場 所 | 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室） |

綾部市選挙管理委員会告示第 5 号

綾部市選挙管理委員会規程（昭和 4 9 年綾部市選挙管理委員会告示第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 5 月 1 4 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

第 2 6 条中「通り」を「とおり」に改め、同条に次の 6 項を加える。

- 2 公印は、事務局長が管守する。
- 3 管守者は、公印取扱責任者を定め、公印の取扱いをさせることができる。
- 4 公印の取扱場所は、管守者が指定する場所とする。ただし、特別の事由がある場合は、管守者の承認を得て取り扱うものとする。
- 5 管守者は、公印の押印に代えて印影を印刷する必要があるときは、別表の使用区分により印刷することができる。
- 6 電子計算機を利用して証明又は通知の事務を行うときは、管守者の承認を得て、電子計算機に公印の印影を記録し、当該記録した公印の印影を印刷して公印の押印に代えることができる。
- 7 前項に規定する処理をするときは、管守者において当該印影の改ざんその他不正使用のないように電子計算機に記録した公印の印影を適正に管理しなければならない。

附 則

この告示は、令和 6 年 5 月 1 4 日から施行する。

綾部市選挙管理委員会告示第6号

令和6年6月定時登録において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿の登録の日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

令和6年5月28日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

選挙人名簿の登録の日 令和6年6月3日